

設計者		審査者		作成年月日	令和8年7月29日
令和8年度 工事名称 境クリーンセンター煙突補修工事 履行完了日 令和9年3月15日 伊勢崎市 環境部 資源循環課 茂呂クリーンセンター					

設 計 額 金 円 也 (うち取引に係る消費税額 金 円)
概 要
境クリーンセンターの煙突について老朽化しているため、補修する工事である。

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	共通仮設工事		1.0	式			
II	建築工事		1.0	式			
III	純工事費		1.0	式			
IV	現場管理費	工期 6ヶ月 - 共通費全計算 (WEB掲載用) より	1.0	式			
V	工事原価		1.0	式			
VI	一般管理費	金銭の保証費含む 工期 6ヶ月 - 共通費全計算 (WEB掲載用) より	1.0	式			
VII	工事価額		1.0	式			
VIII	発生材処分費		1.0	式			
IX	合計金額		1.0	式			
X I	消費税相当費		10	%			
X II	総合計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	共通仮設工事						
	仮囲い 防災シート張り H=2.0m	支柱単管@1.8m・横繋ぎ・控え共	11.0	m			
	シートゲート W3.6×H4.5m		1.0	か所			
	標準共通仮設費	工期 6ヶ月 - 共通費全計算(WEB掲載用)より	1.0	式			
	合 計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
Ⅱ	建築工事						
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	防水改修工事		1.0	式			
3	外壁補修工事		1.0	式			
4	金属工事		1.0	式			
5	左官工事		1.0	式			
6	塗装工事		1.0	式			
7	石綿除去工事	既存外壁塗装除去	1.0	式			
8	解体工事		1.0	式			
9	発生材積込・運搬費		1.0	式			
	合 計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	直接仮設工事						
	墨出し	仕上げ	158.0	m2			
	外部足場	枠組本足場(手すり先行方式)、高さ22m未満・ 建地幅900mm、外部養生防炎シート張り共	225.0	m2			
	石綿処理 外部足場床養生	床面～端部立上げ300mm 二重張り・シート厚0.15mm、清掃後片付け共	12.1	m2			
	石綿処理 外部足場壁養生	背面 一重張り・シート厚0.1mm、清掃後片付け共	270.0	m2			
	石綿処理 外部足場天井養生	一重張り・シート厚0.1mm、清掃後片付け共	22.6	m2			
	移動式クレーン	荷揚げ等	1.0	式			
	陸屋根上床養生	専用シート及びベニヤ敷き・ビニルテープ止め	62.3	m2			
	清掃片付け		153.0	m2			
	小 計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2	防水改修工事						
	ステージ 高圧水洗	15Map程度、西側ステージ手摺共	9.5	m2			
	ステージ 平面	X-2 密着工法	4.5	m2			
	ステージ 立上り(小口)	X-2 密着工法	1.2	m2			
	水切りテープ	小口下端(オルタックアゴテープ 同等品)	5.1	m			
	化粧目地シーリング打ち直し	20×10、ポリウレタン系(PU-2)・バックアップ材共	72.0	m			
	小 計						
3	外壁補修工事						
	高圧水洗(モルタル補修範囲)	15Map程度、笠木・巾木	5.8	m2			
	高圧水洗(外壁補修範囲)	15Map程度、ステージ下軒天共	158.0	m2			
	補修外壁面調査	目視・打診による再確認及び計測 マーキング、図面補正	158.0	m2			
	クラック-1(0.2mm以上)	IPH工法 内圧充填接合補強工法 乾燥 5穴/m 1回転	66.7	m			
	クラック-2(カット処理部)	IPH工法 内圧充填接合補強工法 乾燥 5穴/m 2回転	139.0	m			
	浮き(クラック部補修)	IPH工法 内圧充填接合補強工法 25穴/m2 1回転	11.6	m2			
	爆裂・欠損(中) 100×300mm程度	ハツリ・防錆・プライマー処理の上、ポリマーセメントモルタル埋戻し(躯体補修 欠損・爆裂補修 BR工法)	15.0	か所			
	小 計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4	金属工事						
	ステージ手摺	アルミ製(シルバー) h800×w630 笠木幅60・ﾀｲﾌﾟ手摺両端部RCｱﾝｶｰ固定	2.0	か所			
	外装ルーバー	アルミ製ルーバー(ストリンカー@450以内)	39.1	m2			
	小 計						
5	左官工事						
	ポリマーセメントモルタル金罫	巾木補修	4.1	m2			
	ポリマーセメントモルタル金罫	巾木補修	1.8	m2			
	小 計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6	塗装工事						
	高压水洗	15Map程度	158.0	m2			
	下地調整塗材C-2	こて塗	158.0	m2			
	外装薄塗材E	着色骨材砂壁状（ｽｷﾝ）	5.1	m2			
	防水形複層塗材RE	水系シリコンつやあり、凹凸状・吹付け	153.0	m2			
	DP（既存鉄板面） 好胴縁（糸幅500mm以下）	ﾌｯｼｭ樹脂塗装、鉄板面（B種） 下地処理RB種 さび止め塗装（A種）共	79.2	m			
	DP（既存鉄板面） 胴縁受材（糸幅300mm以下）	ﾌｯｼｭ樹脂塗装、鉄板面（B種） 下地処理RB種 さび止め塗装（A種）共	39.9	m			
	DP（既存鉄板面） ｸﾗｯﾌﾟ（糸幅150mm以下）	ﾌｯｼｭ樹脂塗装、鉄板面（B種） 下地処理RB種 さび止め塗装（A種）共	27.4	m			
	小 計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
7	石綿除去工事	既存外壁塗装除去					
	外壁処理(アスベスト除去)GSCウエットサンダー工法		158.0	m2			
	固化材塗布 除去、養生面		463.0	m2			
	袋詰め(二重梱包)及び清掃		1.0	式			
	洗浄器具	真空掃除機、エアブロー	1.0	式			
	安全対策費	防塵衣・手袋・保護マスク・各種フィルター 石綿事前調査結果報告共	1.0	式			
	小 計						
8	解体工事						
	化粧目地シーリング	20×10・バックアップ材共	72.0	m			
	スレーズ手摺	アルミ製 h800×w630 笠木幅60・釘格子タイプ 手摺両端部RCアンカー固定	2.0	か所			
	外装ルーバー	アルミ製釘型スクリーン・幅80mm@100、下地ストリッパ共	39.1	m2			
	煙突笠木モルタル	厚60～100mm	4.1	m2			
	小 計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
9	発生材積込・運搬費						
	コンクリート類		0.3	m3			
	廃プラスチック類		0.02	m3			
	有価物(アルミ)		0.1	m3			
	石綿建材(特別管理型廃棄物)	既存外壁塗膜除去及び 外壁石綿処理(レベル3)外部足場養生シート共	1.0	台			
	小 計						

符号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
VIII	発生材処分費						
	コンクリート類		1.0	式			
	廃プラスチック類		1.0	式			
	有価物(アルミ)		1.0	式			
	石綿建材(特別管理型廃棄物)	既存外壁塗膜除去及び 外壁石綿処理(レベル3)外部足場養生シート共	1.0	式			
	合 計						

施工条件明示

工事名称：境クリーンセンター煙突補修工事

施工条件明示の表記

- ☒ 印の付いたものを適用する。

工程関係

- ☒ 1. 本工事は、監督職員等と十分協議の上施工に当たり、工事を進めていくうえで、手もどりの無いよう工事を管理すること。
- ☒ 2. 工事は、施設の業務に支障の無い様、監督職員及び予算執行課と詳細打合せを行った上、工程を協議し施工すること。
なお、他工事と工事範囲が重複しているため、12月以降の施工とすること。
- ☐ 3. 施設の休業日は休工とすること。
- ☒ 4. 工事の施工は、原則、平日に行うものとする。休日等に施工を行う場合は、事前に監督職員及び予算執行課の承認を得ること。
- ☒ 5. 社会情勢により本工事に使用する資機材の入手に通常想定される日数を超える日数を要し、履行期間内での完成が困難と判断される場合は、速やかに監督職員と協議を行うこと。また、この場合において、受注者からの申し出により現場代理人の常駐義務の緩和、および配置技術者の工事現場への専任を要しない期間の適用について、協議を行うことができることとする。なお、履行期間の延長による請負代金額の変更は行わない。

用地関係

- ☐ 1. 設計図書による設計 G.L.については、監督職員と十分協議の上、施工すること。
- ☒ 2. 施工のための仮用地等として、施工者が市有地を使用する場合は、仮設計画書にて許可を受けた後、使用すること。

公害関係

- ☒ 1. 周辺に住宅等有る場合、工事施工に伴う公害（騒音・振動・粉塵等）については近隣に迷惑がかからぬよう必要な措置を講じること。又、周辺施設等の運営に支障のある場合は、関係者と事前の打ち合わせを行うこと。
- ☒ 2. 夜間作業は基本的に禁止である。

安全対策関係

- ☒ 1. 安全対策における講習・訓練などを実施すること。
- A) 安全管理活動による講習を実施すること。
- B) 労働安全衛生法・労働基準法・労働安全衛生規則の周知徹底を図ること。特に、有害化学物質には十分注意する。
- C) 本工事現場で起こりうると想定される事故に対し防護策を講じること。特に、利用中の施設では十分配慮する。
- ☒ 2. 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先すると共に、二次災害防止に努め、その経緯を監督職員に速やかに報告すること。又、緊急連絡体制等を整備し現場で掲示するなど、必要な対応も行っておくこと。
- ☐ 3. 現場代理人の兼務を認めた場合、いずれかの現場に常駐したうえで、安全管理に不徹底がないよう一層配慮すること。
- ☒ 4. 工事で設置する足場については、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。又、高所作業等を行う場合、墜落防止措置を徹底すること。

- ☑ 5. 工事対象となる既存建材が石綿を含有する場合、旧特定化学物質等作業主任者又は石綿作業主任者を選任し、作業に従事する労働者は特別教育の修了者とする。
- ☑ 6. 本工事の施工に当たり、感染症等の感染防止対策に十分配慮すること。

工事中道路関係

- ☑ 1. 工事中機材の搬入路、使用期間等については、隣地に迷惑がかからぬよう必要な措置を講ずること。又、事前に計画書を作成し、監督職員の許可を受けること。
- ☑ 2. 工事中専用出入口を設け、関連業者、新規入場者に限定した出入口の使用を徹底するなど、経路を明確化すること。
- ☑ 3. 当該工事による原因で道路及び付属施設等を破損した場合や汚した場合は、受注者の負担にて復旧すること。

仮設備関係

- ☑ 1. 仮設水道・仮設事務所・資材置場等については、仮設計画書にて事前に許可を受けること。
- ☑ 2. 受注者が仮設水道・電気を設置した場合、その使用料については、竣工検査合格まで受注者負担とする。
- ☑ 3. 現場内の防犯、防災対策に最大限努めること。
- ☑ 4. 請負金額等を標示板等により建設工事現場に表示するなど、場内外でのイメージアップを図ること。
- ☑ 5. 健康増進法の規定に基づき、受動喫煙防止対策に十分配慮すること。

残土・産業廃棄物関係

- ☑ 1. 産業廃棄物は、マニフェスト管理を行い伝票の整理保管をすること。
- ☑ 2. 本工事の発生品・発生材（ダンボール・包装用ビニール袋・配管切り屑・外部への飛散の恐れのある物）等については、整理・整頓して適時に処理をすること。

工事中支障物件等

- ☑ 1. 工事中支障物を発見した場合、監督職員と協議を行い対応すること。
- ☑ 2. 配管等の埋設物の配置について、必要な調査を行うこと。また、埋設物に十分注意して施工すること。なお、文化財その他埋蔵物の取り扱いには十分注意し、発見した場合は直ちに工事を中止し監督職員の指示を仰ぐこと。
- ☑ 3. 構造体への穴あけ等がある場合は、鉄筋など埋設物の探査を行った上、監督職員と事前に位置等を協議すること。なお、梁や柱の貫通等は禁止とする。

給排水関係

- ☑ 1. 給水・排水等の接続については、隣地に迷惑がかからぬよう必要な措置を講ずること。
- ☑ 2. 工事における排水、砂及び泥等は工事場内で処理すること。

試験・検査

- ☑ 1. 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】最新版に基づき、それぞれ試験及び検査を実施すること。
- ☑ 2. 工事完成後に下検査を行う。
- ☑ 3. 外壁補修後、足場解体前検査を実施するため、解体の日時について監督職員と協議すること。

石綿製品の取り扱い

- ☒ 1. 施工にあたっては、石綿の含有された材料及び製品を一切使用しないこと。
- ☒ 2. 建築物の改修、解体等の作業の前に工事対象となる全ての部材について石綿の使用の有無の事前調査を行い、発注者に対し調査結果を書面で説明し工事場所に掲示すること。

発注者予備調査状況	☐ 済
	☐ 一部実施済 ()
	☐ その他 ()
石綿含有調査状況	レベル 1
	☐ 有 ()
	☐ 無 ()
	☐ みなし有 ()
	☐ その他 ()
	レベル 2
	☐ 有 ()
	☐ 無 ()
	☐ みなし有 ()
	☐ その他 ()
	レベル 3
	☒ 有 (外壁 クリソタイル)
	☐ 無 ()
	☐ みなし有 ()
	☐ その他 ()

- ☒ 3. 上記より石綿を含む廃棄物の処理を伴う場合は、大気汚染防止法の規定より、廃棄物処理法に従い、特別管理産業廃棄物管理責任者を受注者より選任するなど、必要な対応を行うこと。

建設工事保険関係

- ☒ 1. 本工事に対して自己の責任で建設工事保険（火災保険を含む）に加入し、その写しを提出又は提示すること。なお、消防法に基づく火災の危険性が高い物質等の取り扱いには十分注意する。

その他

- ☒ 1. 伊勢崎市建築課工事監理マニュアル最新版に従い、実施工程表及び施工計画書等の必要書類を速やかに提出すること。
- ☒ 2. 工事請負代金金額 500 万円以上のときは、(財)日本建設情報総合センターに工事实績情報を登録し、登録内容確認書の写しを監督職員に提出すること。
- ☒ 3. 受注者は、建設副産物実態調査の対象となる変更後の工事請負代金額が 100 万円以上である場合、「建設副産物情報交換システム」により登録した登録証明書（計画・実施）を提出すること。
- ☒ 4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律により、対応を行うこと。
- ☒ 5. デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、施工計画書等にて使用機器・ソフト及び改ざん検知機能等を明示し、監督職員の承諾を得ること。
- ☒ 6. 本工事における現場代理人の兼務については認めないものとする。

- ☑ 7. 落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
- ☑ 8. 本工事は「週休2日制現場（受注者希望型）」の実施対象工事であるため、群馬県「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」を準用し、受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、監督職員へ提出すること。但し、当初予定価格には「週休2日」を達成した場合の補正係数を労務費等に計上していないため、週休2日制現場の適用を希望し、「通期の週休2日」及び「月単位の週休2日」を達成する場合には、設計変更にて対応する。
- ☑ 9. 本工事の現場代理人の選任にあたっては、公共建築物の外壁改修に係る工事実績がある人物から選任すること。

境クリーンセンター 煙突補修工事

令和 8 年度

設計  株式会社 下田設計

[illegible]

工事名称	図面名称	縮尺(A3)	D・A	記	 株式会社 下田設計 TEL 0270-23-1431 FAX 0270-23-2294	設 計	検 図	担 当	係			図面番号
境クリーンセンター煙突補修工事	改修工事特記仕様書－1	NO SCALE	2025・10									A－01

4	外壁改修工事 共通事項	① 施工数量調査	調査範囲 ※外壁改修範囲 ・図示の範囲 [1.5.2]	4－1	外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁	① ひび割れ部改修工法	※樹脂注入工法 [4.1.4] [4.3.4] ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 樹脂注入工法 ・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法 注入材料 ※建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 低粘度型又は中粘度型) ・ 検査 (コア採取) ※行わない (採取取り部の補修方法：) [4.3.4] ・Uカットシール材充填工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.5] 充填材料 品質・規格等 備考 ・シーリング材 ※1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない ・行う ・可とう性エポキシ樹脂 ・シール工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.6] ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂 ※充填工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.7] ・エポキシ樹脂モルタル ○ポリマーセメントモルタル	② 欠損部改修工法
		② 改修材料	・既製調合モルタル 保水率 (%) 単位容積質量 (kg/m ³) 接着強さ (N/mm ²) 長さ変化率 (%) 曲げ強さ (N/mm ²) 70.0以上 1.80程度 0.60程度 0.40以上 0.20以下 4.0以上 ・パテ状エポキシ樹脂 初期硬化性 (N/mm ²) 接着強さ (標準) (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 硬化収縮率 (%) 標準2.0以上 標準6.0以上 50.0以上 30.0以上 3.0以下 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 (4) 試験方法は、JIS A 6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) に準ずる。 ・可とう性エポキシ樹脂 比重 押出し性 (秒) スランプ (mm) 加熱減量 (%) 引張強さ (N/mm ²) 伸び (%) 引張接着性 表示値 ±0.10 60以下 3.0以下 5.0以下 常温物性1.0以上 低湿性 1.0以上 加熱劣化1.0以上 常温物性30.0以上 低湿性 30.0以上 加熱劣化30.0以上 最大引張応力 1.0 N/mm ² 以上 破断時の伸び 10.0%以上 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 ・タイル部分張替え工法用接着剤 適用範囲 張替え面積が比較的小さく、下地モルタルが健全な場所に用いる。 樹脂の種類 変成シリコン樹脂系、ウレタン樹脂系 接着強さ 標準 低湿硬化 アルカリ浸水 凍結融解 熱劣化 強度 (N/mm ²) 0.60以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 延集破壊率 (%) 75以上 50以上 50以上 50以上 50以上 皮膜物性 標準 高温 低温 アルカリ浸水 熱劣化 引張強さ (N/mm ²) 0.60以上 0.60以上 0.60以上 0.40以上 0.40以上 伸び (%) 35以上 35以上 35以上 25以上 25以上 貯蔵安定性 質量の変化が5%以内で、かつ、均質で異物が認められないこと。 (一液形のみ) 混練終結確認容易性 (二液形のみ) 耐熱性 JIS A 5557の試験において、80℃で4週間1kgの重りで安定していること。 ずれ抵抗性 ずれが生じないこと。 (1) 外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) タイル、下地材等を侵すものでないこと。 (3) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定された第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質、並びに「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ・エポキシ樹脂モルタル 接着強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 1.0以上 20.0以上 10.0以上 (1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上りが良好であること。 (2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 形状に異常がなく、だれが生じないこと。 (5) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ○ポリマーセメントモルタル 種類 合成ゴム系、アクリル系、エチレンー酢ビ系等 曲げ強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 接着強さ (N/mm ²) 標準時 湿潤時 低湿時 6.0以上 20.0以上 1.0以上 0.8以上 0.5以上 (1) 表面状態 だれの下の量が5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。 (2) 透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。 (3) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (4) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6箇月間保存しても変質しないこと。 ・ポリマーセメントスラリー 広がり速度 (cm/s) 長さ変化率 (収縮) (%) 引張接着性 (材齢28日) (N/mm ²) 曲げ性能 (材齢28日) (N/mm ²) 吸水性 (72時間) (%) 耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm ²) 3以上 3以下 0.5以上 5.0以上 15%以下 5.0以上 保水係数 0.35～0.55 粘潤係数 0.50～1.00 ・吸水調整材 全固形分 (%) 吸水量 (g) 接着強度 (N/mm ²) 界面破壊率 (%) 表示値±1.0以内 30分間以下 0.98以上 50以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。					
4	外壁改修工事 塗り仕上げ外壁	② 下地調整	③ 仕上塗材仕上げ	4－4	外壁改修工事 塗り仕上げ外壁	① 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4.6.3] [表4.6.2～5] 工法 処理範囲 下地面の補修 ・サンダー工法 ※既存仕上全体 ・ひび割れ部改修工法 ・高圧水洗工法 ※既存仕上全体 ・浮き部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離削工法 ※既存仕上全体 ○水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上全体 塗膜はく離削の種類 ・ [4.2.2] 材料 ※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用 仕上塗材の種類、仕上げの形状等 [4.1.4] [4.2.2] [表4.2.3.4] 種類 呼び名 仕上げの形状等 ○薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材S ・可とう形外装薄塗材Si ○外装薄塗材E ○砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状 ・外装薄塗材S 砂壁状 ○縦層仕上塗材 ・縦層塗材Si ・縦層塗材E ・縦層塗材RE ・可とう形縦層塗材CE ・縦層塗材RS ・防水形縦層塗材CE ・防水形縦層塗材E ○防水形縦層塗材RE ・防水形縦層塗材RS ・ゆず肌状 ・凸部処理 ○凹凸模様 上塗材 溶媒 ※水系 ・溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・シリコン系 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ※行う ・可とう形改修用仕上塗材 ・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE ・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 防火材料の指定 [4.2.2] ※屋内の壁、天井の仕上材は防火材料とする。		
		② 改修材料	・既製調合モルタル 保水率 (%) 単位容積質量 (kg/m ³) 接着強さ (N/mm ²) 長さ変化率 (%) 曲げ強さ (N/mm ²) 70.0以上 1.80程度 0.60程度 0.40以上 0.20以下 4.0以上 ・パテ状エポキシ樹脂 初期硬化性 (N/mm ²) 接着強さ (標準) (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 硬化収縮率 (%) 標準2.0以上 標準6.0以上 50.0以上 30.0以上 3.0以下 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 (4) 試験方法は、JIS A 6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) に準ずる。 ・可とう性エポキシ樹脂 比重 押出し性 (秒) スランプ (mm) 加熱減量 (%) 引張強さ (N/mm ²) 伸び (%) 引張接着性 表示値 ±0.10 60以下 3.0以下 5.0以下 常温物性1.0以上 低湿性 1.0以上 加熱劣化1.0以上 常温物性30.0以上 低湿性 30.0以上 加熱劣化30.0以上 最大引張応力 1.0 N/mm ² 以上 破断時の伸び 10.0%以上 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 ・タイル部分張替え工法用接着剤 適用範囲 張替え面積が比較的小さく、下地モルタルが健全な場所に用いる。 樹脂の種類 変成シリコン樹脂系、ウレタン樹脂系 接着強さ 標準 低湿硬化 アルカリ浸水 凍結融解 熱劣化 強度 (N/mm ²) 0.60以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 延集破壊率 (%) 75以上 50以上 50以上 50以上 50以上 皮膜物性 標準 高温 低温 アルカリ浸水 熱劣化 引張強さ (N/mm ²) 0.60以上 0.60以上 0.60以上 0.40以上 0.40以上 伸び (%) 35以上 35以上 35以上 25以上 25以上 貯蔵安定性 質量の変化が5%以内で、かつ、均質で異物が認められないこと。 (一液形のみ) 混練終結確認容易性 (二液形のみ) 耐熱性 JIS A 5557の試験において、80℃で4週間1kgの重りで安定していること。 ずれ抵抗性 ずれが生じないこと。 (1) 外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) タイル、下地材等を侵すものでないこと。 (3) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定された第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質、並びに「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ・エポキシ樹脂モルタル 接着強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 1.0以上 20.0以上 10.0以上 (1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上りが良好であること。 (2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 形状に異常がなく、だれが生じないこと。 (5) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ○ポリマーセメントモルタル 種類 合成ゴム系、アクリル系、エチレンー酢ビ系等 曲げ強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 接着強さ (N/mm ²) 標準時 湿潤時 低湿時 6.0以上 20.0以上 1.0以上 0.8以上 0.5以上 (1) 表面状態 だれの下の量が5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。 (2) 透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。 (3) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (4) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6箇月間保存しても変質しないこと。 ・ポリマーセメントスラリー 広がり速度 (cm/s) 長さ変化率 (収縮) (%) 引張接着性 (材齢28日) (N/mm ²) 曲げ性能 (材齢28日) (N/mm ²) 吸水性 (72時間) (%) 耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm ²) 3以上 3以下 0.5以上 5.0以上 15%以下 5.0以上 保水係数 0.35～0.55 粘潤係数 0.50～1.00 ・吸水調整材 全固形分 (%) 吸水量 (g) 接着強度 (N/mm ²) 界面破壊率 (%) 表示値±1.0以内 30分間以下 0.98以上 50以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。					
4	外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁	② 下地調整	③ 仕上塗材仕上げ	4－4	外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁	① 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4.6.3] [表4.6.2～5] 工法 処理範囲 下地面の補修 ・サンダー工法 ※既存仕上全体 ・ひび割れ部改修工法 ・高圧水洗工法 ※既存仕上全体 ・浮き部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離削工法 ※既存仕上全体 ○水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上全体 塗膜はく離削の種類 ・ [4.2.2] 材料 ※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用 仕上塗材の種類、仕上げの形状等 [4.1.4] [4.2.2] [表4.2.3.4] 種類 呼び名 仕上げの形状等 ○薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材S ・可とう形外装薄塗材Si ○外装薄塗材E ○砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状 ・外装薄塗材S 砂壁状 ○縦層仕上塗材 ・縦層塗材Si ・縦層塗材E ・縦層塗材RE ・可とう形縦層塗材CE ・縦層塗材RS ・防水形縦層塗材CE ・防水形縦層塗材E ○防水形縦層塗材RE ・防水形縦層塗材RS ・ゆず肌状 ・凸部処理 ○凹凸模様 上塗材 溶媒 ※水系 ・溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・シリコン系 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ※行う ・可とう形改修用仕上塗材 ・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE ・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 防火材料の指定 [4.2.2] ※屋内の壁、天井の仕上材は防火材料とする。		
		② 改修材料	・既製調合モルタル 保水率 (%) 単位容積質量 (kg/m ³) 接着強さ (N/mm ²) 長さ変化率 (%) 曲げ強さ (N/mm ²) 70.0以上 1.80程度 0.60程度 0.40以上 0.20以下 4.0以上 ・パテ状エポキシ樹脂 初期硬化性 (N/mm ²) 接着強さ (標準) (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 硬化収縮率 (%) 標準2.0以上 標準6.0以上 50.0以上 30.0以上 3.0以下 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 (4) 試験方法は、JIS A 6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) に準ずる。 ・可とう性エポキシ樹脂 比重 押出し性 (秒) スランプ (mm) 加熱減量 (%) 引張強さ (N/mm ²) 伸び (%) 引張接着性 表示値 ±0.10 60以下 3.0以下 5.0以下 常温物性1.0以上 低湿性 1.0以上 加熱劣化1.0以上 常温物性30.0以上 低湿性 30.0以上 加熱劣化30.0以上 最大引張応力 1.0 N/mm ² 以上 破断時の伸び 10.0%以上 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 ・タイル部分張替え工法用接着剤 適用範囲 張替え面積が比較的小さく、下地モルタルが健全な場所に用いる。 樹脂の種類 変成シリコン樹脂系、ウレタン樹脂系 接着強さ 標準 低湿硬化 アルカリ浸水 凍結融解 熱劣化 強度 (N/mm ²) 0.60以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 延集破壊率 (%) 75以上 50以上 50以上 50以上 50以上 皮膜物性 標準 高温 低温 アルカリ浸水 熱劣化 引張強さ (N/mm ²) 0.60以上 0.60以上 0.60以上 0.40以上 0.40以上 伸び (%) 35以上 35以上 35以上 25以上 25以上 貯蔵安定性 質量の変化が5%以内で、かつ、均質で異物が認められないこと。 (一液形のみ) 混練終結確認容易性 (二液形のみ) 耐熱性 JIS A 5557の試験において、80℃で4週間1kgの重りで安定していること。 ずれ抵抗性 ずれが生じないこと。 (1) 外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) タイル、下地材等を侵すものでないこと。 (3) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定された第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質、並びに「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ・エポキシ樹脂モルタル 接着強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 1.0以上 20.0以上 10.0以上 (1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上りが良好であること。 (2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 形状に異常がなく、だれが生じないこと。 (5) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ○ポリマーセメントモルタル 種類 合成ゴム系、アクリル系、エチレンー酢ビ系等 曲げ強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 接着強さ (N/mm ²) 標準時 湿潤時 低湿時 6.0以上 20.0以上 1.0以上 0.8以上 0.5以上 (1) 表面状態 だれの下の量が5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。 (2) 透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。 (3) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (4) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6箇月間保存しても変質しないこと。 ・ポリマーセメントスラリー 広がり速度 (cm/s) 長さ変化率 (収縮) (%) 引張接着性 (材齢28日) (N/mm ²) 曲げ性能 (材齢28日) (N/mm ²) 吸水性 (72時間) (%) 耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm ²) 3以上 3以下 0.5以上 5.0以上 15%以下 5.0以上 保水係数 0.35～0.55 粘潤係数 0.50～1.00 ・吸水調整材 全固形分 (%) 吸水量 (g) 接着強度 (N/mm ²) 界面破壊率 (%) 表示値±1.0以内 30分間以下 0.98以上 50以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。					
4	外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁	② 下地調整	③ 仕上塗材仕上げ	4－4	外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁	① 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4.6.3] [表4.6.2～5] 工法 処理範囲 下地面の補修 ・サンダー工法 ※既存仕上全体 ・ひび割れ部改修工法 ・高圧水洗工法 ※既存仕上全体 ・浮き部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離削工法 ※既存仕上全体 ○水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上全体 塗膜はく離削の種類 ・ [4.2.2] 材料 ※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用 仕上塗材の種類、仕上げの形状等 [4.1.4] [4.2.2] [表4.2.3.4] 種類 呼び名 仕上げの形状等 ○薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材S ・可とう形外装薄塗材Si ○外装薄塗材E ○砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状 ・外装薄塗材S 砂壁状 ○縦層仕上塗材 ・縦層塗材Si ・縦層塗材E ・縦層塗材RE ・可とう形縦層塗材CE ・縦層塗材RS ・防水形縦層塗材CE ・防水形縦層塗材E ○防水形縦層塗材RE ・防水形縦層塗材RS ・ゆず肌状 ・凸部処理 ○凹凸模様 上塗材 溶媒 ※水系 ・溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・シリコン系 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ※行う ・可とう形改修用仕上塗材 ・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE ・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 防火材料の指定 [4.2.2] ※屋内の壁、天井の仕上材は防火材料とする。		
		② 改修材料	・既製調合モルタル 保水率 (%) 単位容積質量 (kg/m ³) 接着強さ (N/mm ²) 長さ変化率 (%) 曲げ強さ (N/mm ²) 70.0以上 1.80程度 0.60程度 0.40以上 0.20以下 4.0以上 ・パテ状エポキシ樹脂 初期硬化性 (N/mm ²) 接着強さ (標準) (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 硬化収縮率 (%) 標準2.0以上 標準6.0以上 50.0以上 30.0以上 3.0以下 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 (4) 試験方法は、JIS A 6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) に準ずる。 ・可とう性エポキシ樹脂 比重 押出し性 (秒) スランプ (mm) 加熱減量 (%) 引張強さ (N/mm ²) 伸び (%) 引張接着性 表示値 ±0.10 60以下 3.0以下 5.0以下 常温物性1.0以上 低湿性 1.0以上 加熱劣化1.0以上 常温物性30.0以上 低湿性 30.0以上 加熱劣化30.0以上 最大引張応力 1.0 N/mm ² 以上 破断時の伸び 10.0%以上 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 ・タイル部分張替え工法用接着剤 適用範囲 張替え面積が比較的小さく、下地モルタルが健全な場所に用いる。 樹脂の種類 変成シリコン樹脂系、ウレタン樹脂系 接着強さ 標準 低湿硬化 アルカリ浸水 凍結融解 熱劣化 強度 (N/mm ²) 0.60以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 延集破壊率 (%) 75以上 50以上 50以上 50以上 50以上 皮膜物性 標準 高温 低温 アルカリ浸水 熱劣化 引張強さ (N/mm ²) 0.60以上 0.60以上 0.60以上 0.40以上 0.40以上 伸び (%) 35以上 35以上 35以上 25以上 25以上 貯蔵安定性 質量の変化が5%以内で、かつ、均質で異物が認められないこと。 (一液形のみ) 混練終結確認容易性 (二液形のみ) 耐熱性 JIS A 5557の試験において、80℃で4週間1kgの重りで安定していること。 ずれ抵抗性 ずれが生じないこと。 (1) 外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) タイル、下地材等を侵すものでないこと。 (3) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定された第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質、並びに「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ・エポキシ樹脂モルタル 接着強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 1.0以上 20.0以上 10.0以上 (1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上りが良好であること。 (2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 形状に異常がなく、だれが生じないこと。 (5) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ○ポリマーセメントモルタル 種類 合成ゴム系、アクリル系、エチレンー酢ビ系等 曲げ強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 接着強さ (N/mm ²) 標準時 湿潤時 低湿時 6.0以上 20.0以上 1.0以上 0.8以上 0.5以上 (1) 表面状態 だれの下の量が5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。 (2) 透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。 (3) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (4) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6箇月間保存しても変質しないこと。 ・ポリマーセメントスラリー 広がり速度 (cm/s) 長さ変化率 (収縮) (%) 引張接着性 (材齢28日) (N/mm ²) 曲げ性能 (材齢28日) (N/mm ²) 吸水性 (72時間) (%) 耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm ²) 3以上 3以下 0.5以上 5.0以上 15%以下 5.0以上 保水係数 0.35～0.55 粘潤係数 0.50～1.00 ・吸水調整材 全固形分 (%) 吸水量 (g) 接着強度 (N/mm ²) 界面破壊率 (%) 表示値±1.0以内 30分間以下 0.98以上 50以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。					
4	外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁	② 下地調整	③ 仕上塗材仕上げ	4－4	外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁	① 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4.6.3] [表4.6.2～5] 工法 処理範囲 下地面の補修 ・サンダー工法 ※既存仕上全体 ・ひび割れ部改修工法 ・高圧水洗工法 ※既存仕上全体 ・浮き部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離削工法 ※既存仕上全体 ○水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上全体 塗膜はく離削の種類 ・ [4.2.2] 材料 ※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用 仕上塗材の種類、仕上げの形状等 [4.1.4] [4.2.2] [表4.2.3.4] 種類 呼び名 仕上げの形状等 ○薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材S ・可とう形外装薄塗材Si ○外装薄塗材E ○砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状 ・外装薄塗材S 砂壁状 ○縦層仕上塗材 ・縦層塗材Si ・縦層塗材E ・縦層塗材RE ・可とう形縦層塗材CE ・縦層塗材RS ・防水形縦層塗材CE ・防水形縦層塗材E ○防水形縦層塗材RE ・防水形縦層塗材RS ・ゆず肌状 ・凸部処理 ○凹凸模様 上塗材 溶媒 ※水系 ・溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・シリコン系 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ※行う ・可とう形改修用仕上塗材 ・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE ・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 防火材料の指定 [4.2.2] ※屋内の壁、天井の仕上材は防火材料とする。		
		② 改修材料	・既製調合モルタル 保水率 (%) 単位容積質量 (kg/m ³) 接着強さ (N/mm ²) 長さ変化率 (%) 曲げ強さ (N/mm ²) 70.0以上 1.80程度 0.60程度 0.40以上 0.20以下 4.0以上 ・パテ状エポキシ樹脂 初期硬化性 (N/mm ²) 接着強さ (標準) (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 硬化収縮率 (%) 標準2.0以上 標準6.0以上 50.0以上 30.0以上 3.0以下 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 (4) 試験方法は、JIS A 6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) に準ずる。 ・可とう性エポキシ樹脂 比重 押出し性 (秒) スランプ (mm) 加熱減量 (%) 引張強さ (N/mm ²) 伸び (%) 引張接着性 表示値 ±0.10 60以下 3.0以下 5.0以下 常温物性1.0以上 低湿性 1.0以上 加熱劣化1.0以上 常温物性30.0以上 低湿性 30.0以上 加熱劣化30.0以上 最大引張応力 1.0 N/mm ² 以上 破断時の伸び 10.0%以上 (1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 (3) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。 ・タイル部分張替え工法用接着剤 適用範囲 張替え面積が比較的小さく、下地モルタルが健全な場所に用いる。 樹脂の種類 変成シリコン樹脂系、ウレタン樹脂系 接着強さ 標準 低湿硬化 アルカリ浸水 凍結融解 熱劣化 強度 (N/mm ²) 0.60以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 延集破壊率 (%) 75以上 50以上 50以上 50以上 50以上 皮膜物性 標準 高温 低温 アルカリ浸水 熱劣化 引張強さ (N/mm ²) 0.60以上 0.60以上 0.60以上 0.40以上 0.40以上 伸び (%) 35以上 35以上 35以上 25以上 25以上 貯蔵安定性 質量の変化が5%以内で、かつ、均質で異物が認められないこと。 (一液形のみ) 混練終結確認容易性 (二液形のみ) 耐熱性 JIS A 5557の試験において、80℃で4週間1kgの重りで安定していること。 ずれ抵抗性 ずれが生じないこと。 (1) 外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。 (2) タイル、下地材等を侵すものでないこと。 (3) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定された第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質、並びに「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 (4) 常温常湿 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。 ・エポキシ樹脂モルタル 接着強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 1.0以上 20.0以上 10.0以上 (1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上りが良好であること。 (2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 (3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。					

・パテ状エポキシ樹脂

初期硬化性 (N/mm²)

接着強さ (標準) (N/mm²)

圧縮強さ (N/mm²)

曲げ強さ (N/mm²)

硬化収縮率 (%)

標準2.0以上

標準6.0以上

50.0以上

30.0以上

3.0以下

(1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

(2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚染しないこと。

(3) 常温常温 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。

(4) 試験方法は、JIS A 6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) に準ずる。

・可とう性エポキシ樹脂

比重

押出し性 (秒)

スランプ (mm)

加熱減量 (%)

引張強さ (N/mm²)

伸び (%)

引張接着性

表示値 ±0.10

60以下

3.0以下

5.0以下

常温物性1.0以上
低温性 1.0以上
加熱劣化1.0以上

常温物性30.0以上
低温性 30.0以上
加熱劣化30.0以上

最大引張応力 1.0 N/mm²以上
破断時の伸び 10.0%以上

(1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

(2) 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚染しないこと。

(3) 常温常温 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期間又は製造後6箇月間保存したのちであっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。

・タイル部分張替え工法用接着剤

適用範囲 張替え面積が比較的小さく、下地モルタルが健全な場所に用いる。

樹脂の種類 変成シリコン樹脂系、ウレタン樹脂系

接着強さ

標準

低温硬化

アルカリ耐水

凍結融解

熱劣化

強度 (N/mm²)

0.60以上

0.40以上

0.40以上

0.40以上

0.40以上

凝集破壊率 (%)

75以上

50以上

50以上

50以上

皮膜物性

標準

高温

低温

アルカリ耐水

熱劣化

引張強さ (N/mm²)

0.60以上

0.60以上

0.40以上

0.40以上

伸び (%)

35以上

35以上

25以上

25以上

貯蔵安定性 (一液形のみ)

質量の変化が5%以内で、かつ、均質で異物が認められないこと。

凍結融結耐凍融易性 (二液形のみ)

凍結融結時の色が明瞭であること。

耐熱性

JIS A 5557の試験において、80℃で4週間1kgの重りで安定していること。

ずれ抵抗性

ずれが生じないこと。

(1) 外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。

(2) タイル、下地材等を侵すものでないこと。

(3) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定された第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質、並びに「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。

(4) 常温常温 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。

・エポキシ樹脂モルタル

接着強さ (N/mm²)

圧縮強さ (N/mm²)

曲げ強さ (N/mm²)

1.0以上

20.0以上

10.0以上

(1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上りが良好であること。

(2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

(3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。

(4) 形状に異常がなく、だれが生じないこと。

(5) 常温常温 (温度20±15℃、湿度65±20%) において製造後6箇月間保存しても上記の品質性能に適合していること。

○ポリマーセメントモルタル

種類 合成ゴム系、アクリル系、エチレン・酢酸系等

曲げ強さ (N/mm²)

圧縮強さ (N/mm²)

接着強さ (N/mm²)

6.0以上

20.0以上

1.0以上

0.8以上

0.5以上

(1) 表面状態 だれの下がり量は5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。

(2) 透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。

(3) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

(4) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常温において製造後6箇月間保存しても変質しないこと。

・ポリマーセメントスラリー

広がり速度 (cm/s)

長さ変化率 (収縮) (%)

引張接着性 (材齢28日) (N/mm²)

曲げ性能 (材齢28日) (N/mm²)

吸水性 (72時間) (%)

耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm²)

3以上

3以下

0.5以上

5.0以上

15%以下

5.0以上

保水係数 0.35～0.55

粘調係数 0.50～1.00

・吸水調整材

全面形状 (%)

吸水量 (g)

接着強度 (N/mm²)

界面破壊率 (%)

表示値±1.0以内

30分間で1以下

0.98以上

50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

5	1	改修工法	[5.1.3]		15	ガラス	板ガラスの種類、厚さは建具による		[5.12.2]		6	1	改修範囲	既存開口切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁、床の改修範囲		[6.1.3]		8	接着剤	(内装改修工事全般)		[6.5.2] [6.8.2] [6.9.3] [6.11.5,6] [6.13.2] [6.14.2] [6.16.3]																				
	建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所		ガラスブロック		[5.12.5]		表面形状		呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色 調		防火認定	壁紙施工用で内粉系接着剤、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂 (以下「ユリア樹脂等」という) 又はホルムアルデヒド高防腐剤を用いた接着剤のホルムアルデヒド放数量		※規制対象外		・第三種	※接着剤に含まれる可塑剤は、難燃性のものとする。																			
	・アルミニウム製建具				※建具表による		・図示				・正方形				※クリア		・熱線反射	※なし																								
	・鋼製建具		・外部		※建具表による		・図示				・長方形				・乳白色		・カラー ()	・あり																								
	・鋼製軽量建具				※建具表による		・図示																																			
	・ステンレス製建具				※建具表による		・図示																																			
	・特殊な建具の取組 (建具符号:)								[5.1.5]										9		軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類		[6.6.2] [表6.7.1]																		
	・適用する (適用箇所は建具表による)								[5.1.7]														屋外 (・19形 ※25形) 屋内 (※19形 ・25形)		既存の埋込みインサート		・使用しない		[6.6.4]													
	4		アルミニウム製建具	性能等級等		[5.2.2] [表5.2.1]		外部に面する建具				2		既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の除去		※仕上材のみ (接着剤共)		[6.2.2]		10		軽量鉄骨下地	スタッド、ランナーの種類		※改修標準仕様6.7.1による		・図示		[6.7.3] [表6.7.1]												
	種 別		耐風圧性	気密性	水密性	枠貫込み (mm)	※図示		施工箇所		名 称		種 類	種 類	張り面	性能値		表面仕上がり		[6.5.2] [表6.5.1]		11		ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り	ビニル床シート及びビニル床タイルの特殊機能		帯電防止		・帯電防止性能評価値 (JIS A 1455) 1.2以上～3.2未満		又は体積電気抵抗値 (JIS A 1454) 1×10 ¹⁰ ～1×10 ¹⁰ Ω程度		[6.8.2]									
・A種		S-4	※A-3	※W-4	※70					※ガラス飛散防止フィルム		第2種	※内張り	・外張り	飛散防止率 D1		防音ドアセット、防音サッシ		・適用する 遮音性の等級 ()																							
・B種		S-5	・	・	・					※断熱ドアセット、断熱サッシ		・適用する 断熱性の等級 ()						断熱ドアセット、断熱サッシ		・適用する 断熱性の等級 ()																						
・C種		S-6	A-4	W-5	100					表面処理		外部に面する建具		※B-1種		・B-2種 (・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)		防音ドアセット、防音サッシ		・適用する 遮音性の等級 ()																						
外部に面する建具										網戸		防虫網の材質		※合成樹脂製		・ガラス繊維入り合成樹脂製		○ステンレス製 (SUS316)		[5.2.3]																						
形式										形式		※外部可動式		・固定式																												
5		鋼製建具	簡易気密型ドアセットの適用は建具表による		[5.3.2] [表5.3.1]		外部に面する建具の耐風圧性の適用は建具表による		[5.3.2] [表5.2.1]		6		鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセットの適用は建具表による		[5.4.2]		7		ステンレス製建具	簡易気密型ドアセットの適用は建具表による		[5.3.2] [表5.3.1]		外部に面する建具の耐風圧性の適用は建具表による		[5.3.2] [表5.2.1]		表面仕上げ		※丸		・鏡面		[5.5.4]							
曲げ加工										曲げ加工		※普通曲げ		・角出し曲げ (補強あり)		[5.5.5]		8		木製建具	かまち戸の樹種		かまち ()		鏡板 ()		[16.6.2]		ふすまの上張り		※新島の子又はビニル紙程度 (押入等の表面は除く)		・鳥の子		[16.6.3]							
建物内部の木製建具に使用する表面材 (合板) 及び接着剤のホルムアルデヒド放数量										※規制対象外		・第三種		9		建具用金物	鍵		マスターキー		※製作する		・製作しない		[5.6.4]		鍵箱		市販品		形式		・30組用		・60組用		・120組用		[5.6.5]			
10		自動ドア開閉装置	[5.7.2.3] [表5.7.1～3]		ドアの種類		センサーの種類		※スライディングドア		種類		・SSLD-1	・SSLD-2	・マッドスイッチ		○光線 (反射) スイッチ		11		自閉式上吊り引戸装置	材料		※ SUS304、アルミニウム製等防錆性能を有するもの		[5.8.2]		性能		※改修標準仕様5.8.3による		[5.8.3] [表5.8.1]		12		重量シャッター	シャッターの種類		性能		[5.9.2]	
・凍結防止措置 (適用箇所は建具表による)										材料		※ SUS304、アルミニウム製等防錆性能を有するもの		[5.8.2]		性能		※改修標準仕様5.8.3による		[5.8.3] [表5.8.1]		12		重量シャッター	シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]							
・一般重量シャッター		耐風圧性能 () N/m ²								性能		※改修標準仕様5.8.3による		[5.8.3] [表5.8.1]		12		重量シャッター	シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]							
・外壁用防火シャッター		耐風圧性能 () N/m ²								性能		※改修標準仕様5.8.3による		[5.8.3] [表5.8.1]		12		重量シャッター	シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]							
・屋内用防火シャッター										性能		※改修標準仕様5.8.3による		[5.8.3] [表5.8.1]		12		重量シャッター	シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]							
・屋内用防煙シャッター										性能		※改修標準仕様5.8.3による		[5.8.3] [表5.8.1]		12		重量シャッター	シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]		シャッターの種類		性能		[5.9.2]							
開閉機能		※上部電動式 (手動併用)		・上部手動式		[5.9.2] [表5.9.1]		危害防止機構		※障害物感知装置 (自動閉鎖型)		[5.9.2]		一般重量シャッターのシャッターケース		※投げる ・投けない		[5.9.2]		13		軽量シャッター	開閉形式		※手動式		・上部電動式 (手動併用)		[5.10.2] [表5.10.1]		スラット		材質		※JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)		[5.10.3]					
形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		14		オーバーヘッドドア	セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		※スチールタイプ		・アルミニウムタイプ		・ファイバーグラスタイプ		[5.11.2,3]					
・標準型										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・電動式										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼板製		・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm)		[表5.10.2]		耐風圧性能 () N/m ²		[5.11.2,3]		セクション材料		開閉方式		収納形式		ガイドレールの材質		[5.11.2,3]				
・バネ付カルパ										形状		※インターロック型		・オーバーラッピング型		[5.10.4]		ガイドレール等		※鋼																						

・鋼製軽量建具

※建具表による

・図示

・ステンレス製建具

※建具表による

・図示

[illegible]

工事名称	図面名称	縮尺(A3)	D・A	記		株式会社 下田 設計 伊勢崎市蓮取町2334-10 TEL 0270-23-1431 FAX 0270-23-2294	設 計	検 図	担 当	係			図面番号	
境クリーンセンター煙突補修工事	改修工事特記仕様書－4	NO SCALE	2025・10											A－04

塗装改修工事

① 材料

建物内部に使用するウレタ樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放数量
※規制対象外 ・ 第三種
建物内部に使用する塗料の材質 ・ 水性系
防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。 (施工箇所：)

② 2 地下調整

既存塗膜の除去範囲 (塗替えで閉鎖の場合)
※塗替え面積の30% ・ 図示

地下調整の種類等

下地面の種類	地下調整の種類		ひび割れ部の補修
	塗替え	新 規	
本部	※R0種 ・	・ RA種 ・ R0種	
鉄鋼面	※R0種 ・	RA種	
垂れめっき鋼面 (鋼製建具を除く)	※R0種 ・	RA種	
垂れめっき鋼面 (鋼製建具)	※R0種 ・	R0種	
モルタル面、プラスター面	※R0種 ・	・ RA種 ・ R0種	・ 行う
コンクリート面、ALCパネル面 (2-UE、2-ASE、2-FUEは除く)	※R0種 ・	・ RA種 ・ R0種	○行う
コンクリート面、押出成形セメント板面 (2-UE、2-ASE、2-FUEの場合)		・ RA種 ・ R0種	・ 行う
せっこうボード面、その他ボード面	※R0種 ・	・ RA種 ・ R0種	

③ 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種類等

塗装面	塗料種別	工程種別		備 考
		塗替え	新 規	
鉄鋼面	屋外	※A種 ・ B種	※C種 ・	
	屋内	・ A種 ※B種	※C種 ・	EP-Gの場合
垂れめっき鋼面	塗替え	※A種 ・ B種	※C種 ・	EP-Gの場合
		C種	※C種 ・	EP-Gの場合
	新規 (鋼製建具を除く)	※A種 ・ B種	・ A種 ・ B種	EP-Gの場合
		C種	・ A種 ・ B種	EP-Gの場合
新規鋼製建具	※A種 ・ B種	A種		2-UE、2-ASE、2-FUEは除く

④ 塗装

(7.4.1～7.16.2) [表7.4.1～7.16.1]

塗装の種類	塗装面	工 程	
		塗替え	新 規
・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類 ※1種 ・	本部	※B種 ・	※A種 ・
	鉄鋼面	※B種 ・	・ A種 ・ B種
・ クリヤラッカー塗り (CL) ・ フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)	垂れめっき鋼面 (鋼製建具を除く)	※B種 ・	※B種 ・
	垂れめっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・
・ アクリル樹脂系水分散系塗料 (NAD) ・ アクリル樹脂エナメル塗り (AE)	本部	・ A種 ※B種	・ A種 ※B種
	屋内部	※B種 ・	・ A種 ・ B種
・ 2液形ポリウレタンエナメル塗り (2-UE)	屋内部鉄鋼面	※B種 ・	・ A種 ・ B種
	屋外部鉄鋼面	※B種 ・	・ A種 ・ B種
・ アクリルシリコン樹脂エナメル塗り (2-ASE)	屋内部鉄鋼面	※B種	A種
	屋外部鉄鋼面	※B種	A種
・ 常温乾燥形ウレタンエナメル塗り (2-FUE)	屋内部鉄鋼面	※B種	A種
	屋外部鉄鋼面	※B種	A種
・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)	屋内部	※B種 ・	※A種
	屋内部鉄鋼面	※B種 ・	・ A種 ・ B種
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)	モルタル面、プラスター面	※B種	・ A種 ・ B種
	せっこうボード面	※B種	・ A種 ・ B種
・ 合成樹脂エマルション模様塗料 (EP-T)	屋内部	※B種	・ A種 ・ B種
	モルタル面、プラスター面	※B種	・ A種 ・ B種
・ ウレタン樹脂フニス塗り (UC) ・ オイルステイン塗り (OS)	本部	・ A種 ※B種	・ A種 ※B種
	コンクリート面		
・ マスチック塗料塗り A種及びC種の凸面処理 ・ 行う ・ 行わない	押出成形セメント板面		
	モルタル面		
○耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	・ A種 ○B種	・ A種 ・ B種

⑤ 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑥ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
- ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

目視しの範囲

- ・ 柱、梁 打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
- ・ 壁 打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度

目視しの程度

- ※平均深さ2～5mm (最大7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける。
- ・

⑦ 1 鉄筋

鉄筋の種類

種類の記号

呼び名 (mm)

・ S0295A

※D16以下 ・

・ S0345

※D19以下 ・

鉄筋の記号

網目の形状、寸法等

網目の形状、寸法 (縦×横) (mm)

鉄筋の径又は呼び名 (mm)

規 格

※100×100

※6.0

JIS 0 355 Iによる

鉄筋の重ね手方法等

部 位

重ね手方法

呼び名 (mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式重ね手

その他の鉄筋 ()

※重ね手

鉄筋の重ね手の長さ

※鉄筋の重ね手の長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

鉄筋の定着長さ

※鉄筋の定着長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

帯筋組立の形の種別

・ II—I 形 ・ II—II 形 ・ II—III 形 ・

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑧ 2 溶接金網

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑨ 3 鉄筋の継手及び

⑧ 1 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑨ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
- ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

目視しの範囲

- ・ 柱、梁 打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
- ・ 壁 打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度

目視しの程度

- ※平均深さ2～5mm (最大7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける。
- ・

⑩ 1 鉄筋

鉄筋の種類

種類の記号

呼び名 (mm)

・ S0295A

※D16以下 ・

・ S0345

※D19以下 ・

鉄筋の記号

網目の形状、寸法等

網目の形状、寸法 (縦×横) (mm)

鉄筋の径又は呼び名 (mm)

規 格

※100×100

※6.0

JIS 0 355 Iによる

鉄筋の重ね手方法等

部 位

重ね手方法

呼び名 (mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式重ね手

その他の鉄筋 ()

※重ね手

鉄筋の重ね手の長さ

※鉄筋の重ね手の長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

鉄筋の定着長さ

※鉄筋の定着長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

帯筋組立の形の種別

・ II—I 形 ・ II—II 形 ・ II—III 形 ・

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑪ 2 溶接金網

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑫ 3 鉄筋の継手及び

⑪ 1 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑫ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
- ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

目視しの範囲

- ・ 柱、梁 打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
- ・ 壁 打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度

目視しの程度

- ※平均深さ2～5mm (最大7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける。
- ・

⑬ 1 鉄筋

鉄筋の種類

種類の記号

呼び名 (mm)

・ S0295A

※D16以下 ・

・ S0345

※D19以下 ・

鉄筋の記号

網目の形状、寸法等

網目の形状、寸法 (縦×横) (mm)

鉄筋の径又は呼び名 (mm)

規 格

※100×100

※6.0

JIS 0 355 Iによる

鉄筋の重ね手方法等

部 位

重ね手方法

呼び名 (mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式重ね手

その他の鉄筋 ()

※重ね手

鉄筋の重ね手の長さ

※鉄筋の重ね手の長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

鉄筋の定着長さ

※鉄筋の定着長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

帯筋組立の形の種別

・ II—I 形 ・ II—II 形 ・ II—III 形 ・

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑭ 2 溶接金網

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑮ 3 鉄筋の継手及び

⑫ 1 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑬ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
- ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

目視しの範囲

- ・ 柱、梁 打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
- ・ 壁 打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度

目視しの程度

- ※平均深さ2～5mm (最大7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける。
- ・

⑭ 1 鉄筋

鉄筋の種類

種類の記号

呼び名 (mm)

・ S0295A

※D16以下 ・

・ S0345

※D19以下 ・

鉄筋の記号

網目の形状、寸法等

網目の形状、寸法 (縦×横) (mm)

鉄筋の径又は呼び名 (mm)

規 格

※100×100

※6.0

JIS 0 355 Iによる

鉄筋の重ね手方法等

部 位

重ね手方法

呼び名 (mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式重ね手

その他の鉄筋 ()

※重ね手

鉄筋の重ね手の長さ

※鉄筋の重ね手の長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

鉄筋の定着長さ

※鉄筋の定着長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

帯筋組立の形の種別

・ II—I 形 ・ II—II 形 ・ II—III 形 ・

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑮ 2 溶接金網

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑯ 3 鉄筋の継手及び

⑬ 1 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑭ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
- ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

目視しの範囲

- ・ 柱、梁 打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
- ・ 壁 打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度

目視しの程度

- ※平均深さ2～5mm (最大7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける。
- ・

⑮ 1 鉄筋

鉄筋の種類

種類の記号

呼び名 (mm)

・ S0295A

※D16以下 ・

・ S0345

※D19以下 ・

鉄筋の記号

網目の形状、寸法等

網目の形状、寸法 (縦×横) (mm)

鉄筋の径又は呼び名 (mm)

規 格

※100×100

※6.0

JIS 0 355 Iによる

鉄筋の重ね手方法等

部 位

重ね手方法

呼び名 (mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式重ね手

その他の鉄筋 ()

※重ね手

鉄筋の重ね手の長さ

※鉄筋の重ね手の長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

鉄筋の定着長さ

※鉄筋の定着長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

帯筋組立の形の種別

・ II—I 形 ・ II—II 形 ・ II—III 形 ・

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑯ 2 溶接金網

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑰ 3 鉄筋の継手及び

⑭ 1 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑮ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
- ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

目視しの範囲

- ・ 柱、梁 打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
- ・ 壁 打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度

目視しの程度

- ※平均深さ2～5mm (最大7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける。
- ・

⑯ 1 鉄筋

鉄筋の種類

種類の記号

呼び名 (mm)

・ S0295A

※D16以下 ・

・ S0345

※D19以下 ・

鉄筋の記号

網目の形状、寸法等

網目の形状、寸法 (縦×横) (mm)

鉄筋の径又は呼び名 (mm)

規 格

※100×100

※6.0

JIS 0 355 Iによる

鉄筋の重ね手方法等

部 位

重ね手方法

呼び名 (mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式重ね手

その他の鉄筋 ()

※重ね手

鉄筋の重ね手の長さ

※鉄筋の重ね手の長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

鉄筋の定着長さ

※鉄筋の定着長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

帯筋組立の形の種別

・ II—I 形 ・ II—II 形 ・ II—III 形 ・

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑰ 2 溶接金網

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑱ 3 鉄筋の継手及び

⑮ 1 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑯ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
- ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

目視しの範囲

- ・ 柱、梁 打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
- ・ 壁 打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度

目視しの程度

- ※平均深さ2～5mm (最大7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける。
- ・

⑰ 1 鉄筋

鉄筋の種類

種類の記号

呼び名 (mm)

・ S0295A

※D16以下 ・

・ S0345

※D19以下 ・

鉄筋の記号

網目の形状、寸法等

網目の形状、寸法 (縦×横) (mm)

鉄筋の径又は呼び名 (mm)

規 格

※100×100

※6.0

JIS 0 355 Iによる

鉄筋の重ね手方法等

部 位

重ね手方法

呼び名 (mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式重ね手

その他の鉄筋 ()

※重ね手

鉄筋の重ね手の長さ

※鉄筋の重ね手の長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

鉄筋の定着長さ

※鉄筋の定着長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

帯筋組立の形の種別

・ II—I 形 ・ II—II 形 ・ II—III 形 ・

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑱ 2 溶接金網

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑲ 3 鉄筋の継手及び

⑮ 1 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑯ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
- ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

目視しの範囲

- ・ 柱、梁 打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
- ・ 壁 打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度

目視しの程度

- ※平均深さ2～5mm (最大7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける。
- ・

⑰ 1 鉄筋

鉄筋の種類

種類の記号

呼び名 (mm)

・ S0295A

※D16以下 ・

・ S0345

※D19以下 ・

鉄筋の記号

網目の形状、寸法等

網目の形状、寸法 (縦×横) (mm)

鉄筋の径又は呼び名 (mm)

規 格

※100×100

※6.0

JIS 0 355 Iによる

鉄筋の重ね手方法等

部 位

重ね手方法

呼び名 (mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式重ね手

その他の鉄筋 ()

※重ね手

鉄筋の重ね手の長さ

※鉄筋の重ね手の長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

鉄筋の定着長さ

※鉄筋の定着長さは、建築基準法施行令第73条による。 (図示)

・

帯筋組立の形の種別

・ II—I 形 ・ II—II 形 ・ II—III 形 ・

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑱ 2 溶接金網

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・ 耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所

改修仕様表8.3.6の値に加える寸法 (mm)

・ 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打ち出し面

※10 ・

⑲ 3 鉄筋の継手及び

⑮ 1 1 適用範囲

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
- 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)
- 柱補強工事 (連続繊維補強工法)
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事

工事種別

- 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
- 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取壊し・撤去 (下地の一部又はすべてを含む)、構造体のはつり)
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- その他工事

⑯ 2 既存部分の除去等

撤去範囲

- ※図示 ・
- 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理
- ※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ・

既存コンクリート面の目視し

適用範囲

- ※既存コンクリートとの打継ぎ面
<

工事名称	図面名称	縮尺(A3)	D・A	記		株式会社 下田 設計 伊勢崎市蓮取町2334-10 TEL 0270-23-1431 FAX 0270-23-2294	設 計	検 図	担 当	係			図面番号	
境クリーンセンター煙突補修工事	改修工事特記仕様書－5	NO SCALE	2025・10											A－05

8-5	鉄骨工事	耐火被覆	種別等	[8.17.2~7]	耐震スリット新設工事	スリットの施工	既存撤去部の配管等の探索	[8.22.2]	2	外断熱改修工事	断熱材の種類	[9.3.2]	7	PCB含有シーリング材処分	第一次判定	現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及びPCB含有分析の必要を判定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		・耐火材吹付け ・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式吹付けロックウール	所要性能及び適用箇所	・はつり出しによる			採取箇所数	計			箇所	採取箇所			※図示	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8-6	グラウト工事	1	モルタル及びグラウト材	[8.2.10] [8.5.10]	9	①	アスベスト含有建材の処理工事	分析によるアスベスト含有の調査 ・行う（採取箇所 ※図示） 調査方法	[9.1.1]	3	ガラス改修工事	断熱材の種類	[9.5.2.3]	4	断熱・防露改修工事	第二次判定	専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う 分析個数	計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
																				・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

境クリーンセンター煙突補修工事（解体工事）

I. 工事概要

1. 工事場所 境クリーンセンター（群馬県伊勢崎市長上島6-5）

2. 敷地範囲

3. 工事項目

番号	建物等名称	構造・用途	延床面積	備考
①	境クリーンセンター煙突補修工事	鉄筋コンクリート造、地上2階建て	999.58㎡	総面積 延床面積
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				
⑪				
⑫				
⑬				
⑭				
⑮				
⑯				
⑰				
⑱				
⑲				
⑳				
㉑				
㉒				
㉓				
㉔				
㉕				
㉖				
㉗				
㉘				
㉙				
㉚				
㉛				
㉜				
㉝				
㉞				
㉟				
㊱				
㊲				
㊳				
㊴				
㊵				
㊶				
㊷				
㊸				
㊹				
㊺				
㊻				
㊼				
㊽				
㊾				
㊿				

④工事範囲

※工事種目全て今回工事範囲とする。
・「3工事項目」のうち今回工事範囲は下記の通りとする。

番号	建物等	対象範囲	対象範囲	対象範囲	設備機器等
①	境クリーンセンター煙突補修工事	内鉄部参照下記図	内装材等	内装材等	設備機器等
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑲					
⑳					
㉑					
㉒					
㉓					
㉔					
㉕					
㉖					
㉗					
㉘					
㉙					
㉚					
㉛					
㉜					
㉝					
㉞					
㉟					
㊱					
㊲					
㊳					
㊴					
㊵					
㊶					
㊷					
㊸					
㊹					
㊺					
㊻					
㊼					
㊽					
㊾					
㊿					

※解体後は残存物が無いよう注意すること。
※着工前に下記の書類を作成し、関係官公署等へ提出すること。
・リサイクル法通知書
（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条）
・建築物除却工事届
（建築基準法15条1項）
・石綿事前調査結果の報告、特定矽じん排出等作業の届出

境クリーンセンター煙突補修工事（解体工事）

II. 解体工事仕様書

1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁審判部審判部「公共建築工事仕様書」
「公共建築改修工事仕様書」「公共住宅建設工事共通仕様書」「建築物解体工事共通仕様書」（最新版）による。
（建築物等の解体に係る工事にも、一般共通事項、仮設工事、土工事、新築及び増築に係る建設工事を除いた事項を適用する。）

2. 特記事項
(1) 最も多くは項目は、番号に 〇 の印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、〇印を適用する。 〇印のない場合は、※印を適用する。 〇印と 〇印の場合は、ともに適用する。
(3) 特記事項は、(. . .) 内の番号は、「公共建築工事仕様書」の当該項目、当該表又は当該図を示す。
(4) 特記事項は、(. . .) 内の番号は、「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」の当該項目、当該表又は当該図を示す。

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

①適用法令等

この工事は下記の法令及び関係法令に沿って、適正に処理すること。
(1.1.13)
○建築物の処理及び清掃に関する法律
○廃棄物の有効な利用の促進に関する法律
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
○建設工事必須（仕様書・現場編） 県土整備局監修
○特定家庭用機器再商品化法
○マイコン型環境対策特別措置法
○省エネルギー促進法
○建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
○石綿被害予防法
○土壌汚染対策法（掘削を行う工事）

②適用範囲

(1) この仕様書は、建築物の解体に係る工事に適用する。
(2) この仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、発注者の責任において履行すべきものとする。
(3) この設計図書にない事項は、設計図書に明記されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督職員の指示に従い施工する。
(1.1.1) (1.1.1)

③官公署等への手続き

(1) 工事施工に必要な関係官公署等への手続きは、速やかに行う。これらの手続きに要する費用は発注者の負担とする。
(2) 関係官公署、付近住民等に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を監督職員に報告し協議する。
(1.1.3) (1.1.3)

④提出書類

工事関係書類の提出は、監督職員が別に示す様式により、指定する期日までに行う。
(1.1.5)

⑤現場における保管

建設廃棄物が工事現場から搬出されるまでの間、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、分別した種類ごとに適切に保管する。

⑥運搬

(1) 建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物が飛散又は流出しないよう、適切な構造の運搬車両等を使用する。
(2) 建設廃棄物を運搬車両に積込む場合には、分別した廃棄物が混入しないよう適切な措置を講ずる。
(3) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講ずる。
(4) 積搬を行う場合は、監督職員の承認の上、許可を受けた場所で行う。

⑦緊急時の処理

緊急事態が発生した時は、速やかに最善の措置を行うと共に監督職員に連絡する。

第2章 仮設工事

第1節 一般事項

①一般事項

(1) この章は、騒音・粉塵の防止、作業員の安全確保、周辺住民・通行人の安全確保、施工性確保に必要な仮設工事に適用する。
(2) 仮設工事の施工に先立ち、施工計画書を監督職員に提出し承認を受ける。
(2.1) (2.1)

第2節 騒音・粉塵等の対策

(a) 騒音・粉塵等の対策は1～3により、適用は特記による。なお、シート類は防炎処理されたものとする。
(2.1.1, 2.2.4) (2.2.1)

(b) 垂直養生の設置高さは取壊し位置より常に1m以上の高さを保ち、排水の水和や粉塵の飛散防止を図る。
(c) 足場等は、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等によるほか、災害対策要綱に従い、防音パネル等の取り付けに適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
・十分な遮音性を有する他、美観にも考慮する。定期的な点検を行い雨に腐食しないよう注意する。
(2.2.2) (2.2.2)

第3章 鉄骨工

第1節 一般事項

①適用範囲

(1) この工事は、鉄骨工に適用する。
(2) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(3) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(4) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(5) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(6) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(7) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(8) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(9) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(10) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(11) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(12) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(13) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(14) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(15) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(16) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(17) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(18) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(19) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(20) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(21) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(22) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(23) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(24) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(25) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(26) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(27) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(28) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(29) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(30) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(31) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(32) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(33) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(34) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(35) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(36) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(37) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(38) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(39) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(40) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(41) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(42) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(43) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(44) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(45) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(46) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(47) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(48) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(49) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(50) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(51) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(52) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(53) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(54) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(55) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(56) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(57) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(58) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(59) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(60) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(61) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(62) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(63) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(64) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(65) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(66) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(67) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(68) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(69) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(70) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(71) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(72) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(73) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(74) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(75) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(76) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(77) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(78) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(79) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(80) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(81) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(82) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(83) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(84) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(85) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(86) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(87) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(88) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(89) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(90) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(91) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(92) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(93) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(94) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(95) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(96) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(97) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(98) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(99) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(100) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(101) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(102) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(103) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(104) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(105) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(106) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(107) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(108) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(109) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(110) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(111) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(112) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(113) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(114) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(115) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(116) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(117) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(118) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(119) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(120) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(121) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(122) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(123) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(124) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(125) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(126) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(127) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(128) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(129) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(130) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(131) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(132) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(133) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(134) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(135) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(136) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(137) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(138) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(139) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(140) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(141) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(142) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(143) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(144) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(145) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(146) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(147) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(148) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(149) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(150) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(151) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(152) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(153) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(154) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(155) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(156) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(157) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(158) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(159) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(160) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(161) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(162) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(163) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(164) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(165) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(166) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(167) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(168) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(169) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(170) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(171) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(172) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(173) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(174) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(175) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(176) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(177) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(178) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(179) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(180) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(181) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(182) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(183) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(184) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(185) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(186) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(187) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(188) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(189) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(190) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(191) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(192) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(193) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(194) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(195) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(196) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(197) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(198) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(199) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(200) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(201) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(202) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(203) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(204) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(205) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(206) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(207) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(208) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(209) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(210) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(211) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(212) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(213) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(214) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(215) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(216) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(217) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(218) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(219) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(220) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(221) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(222) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(223) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(224) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(225) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(226) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(227) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(228) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(229) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(230) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(231) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(232) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(233) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(234) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(235) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(236) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(237) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(238) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(239) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(240) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(241) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(242) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(243) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(244) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(245) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(246) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(247) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(248) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(249) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(250) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(251) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(252) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(253) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(254) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(255) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(256) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(257) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(258) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(259) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(260) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(261) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(262) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(263) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(264) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(265) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(266) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(267) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(268) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(269) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(270) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(271) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(272) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(273) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(274) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(275) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(276) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(277) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(278) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(279) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(280) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(281) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(282) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(283) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(284) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(285) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(286) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(287) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(288) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(289) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(290) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(291) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(292) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(293) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(294) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(295) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(296) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(297) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(298) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(299) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(300) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(301) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(302) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(303) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(304) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(305) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(306) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(307) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(308) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(309) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(310) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(311) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(312) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(313) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(314) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(315) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(316) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(317) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。
(318) 鉄骨工に適用する工事は、鉄骨工に適用する。<

第6章 アスベスト含有建材の除去等		部 項 目		特 記 事 項		部 項 目		特 記 事 項		部 項 目		特 記 事 項		
第1節 一般事項	① 用語の定義	○「アスベスト含有建材」とは、アスベスト含有吹き付け材、アスベスト含有保温材等及びアスベスト含有成形板をいう。 ○「アスベスト含有吹き付け材」とは、アスベストを重量で0.1％を超えて含有する吹き付け材をいう。 ○「アスベスト含有保温材」とは、アスベストを重量で0.1％を超えて含有する保温材、耐火被覆板、断熱材をいう。 ○「アスベスト含有成形板」とは、上記以外のアスベストを重量で0.1％を超えて含有する成形板をいう。				第3節 吹付石綿等（飛散性）	11 吹付石綿除去場所の清掃作業等	(6.3.4) 除去後の処理は、下記の通り行う。 (1)底面等は、HEPAフィルター付真空掃除機で清掃する。この場合は、真空掃除機で捕集されたゴミの入った袋は、更にこれをプラスチック袋に入れ密封する。 (2)吹付石綿除去後、隔壁ビニール室内の汚染空気はHEPAフィルターを装備した吸引装置でろ過をする。 (3)吹付石綿除去に使用したビニールシート等は、適当な大きさにしたうえ、表面を内側にして折り畳み、プラスチック袋に入れて密封する。 (4)除去作業に使用した足場等の器材は必ず清掃を行う。 (5)作業等に使用され、石綿が含まれている恐れのある水は、ろ過等の処理を行う。 (6)除去作業に使用したビニールシート等を撤去した後、さらに(1)の清掃作業を行う。 (1)の清掃作業中において常時換気を行い、清掃後も隔壁ビニール室内で吸引装置による換気を5回以上行う。 養生に使用されたビニールシート等もHEPAフィルター付真空掃除機で清掃するか、または硬化剤で飛散を防止した後、③の処理を行う。HEPAフィルターも同様とする。				第4節 衛生管理	施工前の確認 ↓ 立ち入り禁止措置 ↓ 撤去物搬送防止措置 ↓ 室内外遮断措置 ↓ シーリング材撤去 ↓ 撤去シーリング材の回収 ↓ 作業箇所の清掃 ↓ 撤去シーリング材を保管容器へ収納 ↓ 検査（撤去・回収状況） ↓ OK ↓ 足場・養生シートの撤去・回収 ↓ シーリング材保管容器を建物所有者へ引渡し	（作業の概要） ・天候・降雨の有無を確認 ・建築物所有者準備の撤去物保管容器的の確認 ・建物の設置 ・地面被覆用養生シート・飛散防止用背面養生シートの設置 ・改修（補修）工事の場合は開口部・換気口等を遮断 ・下地が露出する程度まで撤去 ・撤去物回収袋への収納 ・建築物所有者準備のシーリング材保管容器へ収納 ・監督職員が実施 ・撤去状況：下地が露出しているか ・回収状況：敷造物がなく、規定容量に適切に収納されているか ・足場及び養生シートは清掃後取り外し ・保管容器数の建物所有者への報告
	② 施工調査	○（a）アスベスト含有建材の有無を調査する施工調査は、目視及び設計図書等により製品名、製造所名、製造年等を確認することにより行い、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。 ○（b）施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議。 ○（c）分析によるアスベスト含有調査。					強度試験等 処理広範囲 最終処分場	第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
	③ アスベスト粉じん濃度測定	○（a）アスベスト粉じん濃度測定は特記による。 ○（b）アスベスト粉じん濃度の測定方法は「JIS K 8380-1 空気中の繊維状粒子測定方法—第一号（位相差顕微鏡法及び電気分散計測法）」による。 ○（c）測定場所は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ○（d）アスベスト粉じん濃度測定における計数分析法、作業環境測定式が行うものとする。					12 吹付石綿の処理				(6.3.3) 吹付石綿の処理については、下記の事項を遵守し、所定の手続きを行う。 (1)受注者は石綿廃棄物の処理について関係法規を遵守し、環境汚染を防止すると共に処理の方法及び処分場所について処理計画書を作成し、監督職員に提出する。 (2)石綿廃棄物の運搬及び最終処分地の選定の際、石綿廃棄物を永続性セメント等により固化（一軸圧縮強度が10kg/cm ² とする）。 (3)前項の処理は、原則として工事現場内において内部飛散防止の処置を講じた上で行う。 (4)固型化物は、プラスチック袋又は堅牢な容器に入れ密封する。 (5)除去で使用したビニールシート等を廃棄する場合は、プラスチック袋等に密封して処分する。 (6)プラスチック袋等には、「石綿廃棄物」である旨の表示をする。 (7)受注者は、処分計画通り行われているかを確認し、処理業者の許可書、処理伝票等の写しを保管する。 固化する石綿廃棄物の試験依頼、強度試験結果の報告書を提出する。 処理業者の許可書及び処理伝票等の写しを提出する。 管理処分場又は消滅処分場とする。			
第2節 除去的な作業の進め方	① 専門工事業者	○アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事の応じた技術有することを証明する資料を、監督職員に提出する。 ○アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿除去主任者技能講習又は平成19年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者の中から、アスベスト作業主任者を担任し、必要管理を行わせる。 ○アスベスト含有建材の除去に従事する作業者は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者ととし、肺機能に異常がない者とする。				第4節 アスベスト含有省資源資材等の除去	強度試験等 処理広範囲 最終処分場				13 関係官庁への提出 14 その他	受注者は、除去作業等に必要となる図を添付なく行う。 上記に記載なき吹付石綿の処理方法は、「既存建築物の吹付アスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・解説（国土交通省住宅局建築指導課、国土交通省官庁庁舎部部監督部監督部）」に準じて行う。		
	② 作業主任者	○アスベスト含有建材の除去に従事する作業者は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者ととし、肺機能に異常がない者とする。						第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
	③ 除去作業者	○アスベスト含有建材の除去に従事する作業者は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者ととし、肺機能に異常がない者とする。											第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮
④ 表示及び標示	○（a）アスベスト作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト除去作業中等の表示を行う。 ○（b）アスベストの有害性、取り扱い上の注意事項、使用する保護具の提示を行う。 ○（c）「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働安全衛生署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく菌防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。				第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。							
⑤ 保護具・保護衣	○作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護服がねを使用するとともにアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できる作業衣又は保護衣を着用する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
第3節 吹付石綿等（飛散性）	1 施工計画書の提出	吹付石綿除去に伴う石綿粉塵飛散防止対策等、主として以降の事項を盛り込んだ施工計画書を作成し、監督職員に提出して承認を得た後に施工する。 職業別作業人員、作業内容及び作業時間等を記入し提出する。									第4節 アスベスト含有省資源資材等の除去	強度試験等 処理広範囲 最終処分場	13 関係官庁への提出 14 その他	受注者は、除去作業等に必要となる図を添付なく行う。 上記に記載なき吹付石綿の処理方法は、「既存建築物の吹付アスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・解説（国土交通省住宅局建築指導課、国土交通省官庁庁舎部部監督部監督部）」に準じて行う。
	工事日誌	職業別作業人員、作業内容及び作業時間等を記入し提出する。				第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮							
	特定化学物質等作業主任者	受注者は、除去作業にあたり特定化学物質等作業主任者を選任し工事経歴書を添付した書類を監督職員に提出する。 除去作業は、選任された特定化学物質等作業主任者の指示のもとに行う。 作業主任者の資格証明書の写し及び作業者名簿を提出する。						第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
作業者名簿等	除去作業者は、六ヶ月以内に石綿についての特殊健康診断（特定化学物質等障害予防規則第29条）を受診した者とする。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
吹付石綿除去作業者等	除去作業者は、六ヶ月以内に石綿についての特殊健康診断（特定化学物質等障害予防規則第29条）を受診した者とする。					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
健康診断結果	作業者の健康診断結果の写しを提出する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
吹付石綿除去作業の事前教育	除去工事に従事する作業者に対しては、事前に石綿に関する教育を行う十分に理解させ、事前教育実施内容を監督職員に報告する。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
浮遊石綿濃度測定	(1)大気汚染防止法に基づき、作業前、作業中、作業後に浮遊石綿濃度測定を行う。測定機関については、第三者検査機関とし監督職員の承認を受ける。第三者検査機関は、作業環境測定法により認定された検査機関とする。 (2)測定結果については、報告書を提出する。					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
浮遊石綿濃度測定場所	アスベスト粉じん濃度測定 測定時期 測定名称 測定場所 測定点（各施工箇所ごと） 備考 処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定2 調査対象室外の附近 計2点 大気 処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定4 負圧・除じん装置 出口吹出し風速1m/sec以下の位置各2点 — 測定5 処理作業室外 4方向各1点（敷地境界） — 処理作業後（シート養生中） 測定6 処理作業室内 各2点 — 処理作業後シート撤去後1週間以降 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定8 調査対象室外の附近 各2点 大気 (注)1.各施工箇所ごとの測定値が50ml以下までは2点、300ml以下までは3点とする。300mlを超えるものは、監督員と協議する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
作業後の浮遊石綿濃度測定	11-(2)の清掃後、隔壁ビニール室内で一回以上換気した後に測定する。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
作業着用の更衣施設及び洗身施設	更衣施設及び洗身施設は、施工箇所の出入口に併設し、作業期間を通じて設置する。 更衣施設は、通風更衣スペースと保護服更衣スペースを分離する。なお、洗身施設については、石綿の漏れを防ぐ処置を講じたものとする。					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
隔離施設	施工箇所、更衣施設及び洗身施設等の出入口にビニールシート等により仕切りを設け洗浄区域と区画する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
作業場の表示 作業エリアの区画等	作業エリアには、「石綿等の取扱い作業関係者以外立入禁止」の標識を設置する。 作業エリアの区画範囲、区画方法及び標識の設置箇所については監督職員と協議する。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
呼吸用保護具及び保護服	除去を行う作業者は、全身を罩う特殊作業服を使用し、作業終了後は除去した石綿と同様に処分する。 除去を行う作業者は、防護マスク（国家検定品）等の呼吸用保護具を使用する。					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
保護服等	保護服、手袋、靴カバー及び防護マスクの使用状況を報告する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
飛散防止及び養生	他の場所への石綿汚染を防止するため下記の処置を行う。 (1)施工箇所は、他の場所への石綿飛散を防止するため石綿除去用除根シート・養生など全面をビニールシートはポリエチレンシート（厚t=0.15以上、重t=0.1以上）により隙間なく覆う（糊着目目は接着テープで接着する）する。この場合、設備器具及び什物は施工箇所外に撤出して作業を行うことを原則とする。移動期間などのについては、上記ビニールシート等で完全に覆うものとする。 (2)除去作業はHEPAフィルター（超高性能エアフィルター）を装備した吸引装置で粉塵をろ過し、施工箇所を常に負圧にする。 (3)除去後は飛散防止剤で塗膜処理にする。 (4)上記区画養生が終了時に監督職員の検査を受けること。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
除去作業中の換気	吸引装置による換気回数は1時間当たり4回以上とし、施工箇所ごとに計算を提出する。 WJ工法（ウォータージェット）とする					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
除去方法	除去は、下記の方法で行う。 (1)石綿除去は、飛散防止剤がよく浸透した後に行う。 (2)除去後の残存石綿の飛散を防止するために硬化剤を塗布する。 (3)除去した石綿は、その程度湿度化させる等の措置を講じた後、十分強度を有するプラスチック袋で二重に梱包するか、または堅牢な容器に密閉して保管する。なお、このプラスチック袋には、「石綿廃棄物」である旨の表示をする。 (4)特殊な石綿除去（壁内アスベストライニング材）は、下記による。 ・従来の工法（人力による除去） ・従来の工法（高圧洗浄による除去） 高圧洗浄により除去した、アスベストライニング材含有水をバキュームポンプにてタンク内に吸引し、分離槽を設けてアスベストを分離した後残液を排水し、可処分性石綿の処理事業にしたいが処理する。処分先についてはダイオキシン含有率無しの分析をし「ダイオキシン類対策特別措置法」に則り処分する事。 ・機械切削工法（回転切削方式（逆式）） 除去後はノエアーサプレッガンを使用して行う。 飛散防止剤及び硬化剤の使用数量（使用した容器全数の写真等）を報告する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
飛散防止剤の塗布	飛散防止剤及び硬化剤の使用数量（使用した容器全数の写真等）を報告する。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
飛散防止剤及び硬化剤	飛散防止剤及び硬化剤の使用数量（使用した容器全数の写真等）を報告する。					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
第7章 PCB含有ポリサルファイド系シーリング材撤去工事	第7章 PCB含有ポリサルファイド系シーリング材撤去工事							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
部 項 目	特 記 事 項				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
第1節 総則	1 目的 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年7月15日施工）にもとづき、ポリ塩化ビフェニル含有ポリサルファイド系シーリング材（以下、「PCB含有シーリング材」と称す）を適正に処理することを目的とする。 2 適用範囲 ・PCB含有シーリング材の撤去工事のみは撤去物の建物所有者への移管に適用する。 3 撤去に際しては、PCB含有シーリング材が埋まっていると想定される程度まで掘削除去することを原則とし、撤去の中で、変更を必要とする場合及び撤去後の重要と認められる場合は、監督職員と協議の上、承認を得て作業を行う。 4 変更・協議 ・撤去に際しては、作業開始前に作業員へ周知徹底させる。 5 作業員への徹底 ・撤去に際しては、作業開始前に作業員へ周知徹底させる。					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
第2節 工事設備・材料・器材等	1 撤去工具 2 撤去物搬送防止材など ・地面被覆用養生シート ・飛散防止用背面養生シート ・開口部、換気口等遮断用養生シート 3 作業員用保護具 ・保護マスク ・保護手袋 ・その他一般作業に必要とする 4 撤去物回収袋 ・撤去物回収用プラスチックフィルム製袋（ポリ袋など） 5 シーリング材保管容器の取扱い ・撤去したPCB含有シーリング材は、建物所有者が準備した保管容器に収納し、建物所有者に移管する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
第3節 作業方法	1 作業方法 ・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮 ・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
第5節 その他	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮 ・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
第6節 その他	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮 ・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。		
第7節 その他	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮 ・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。					第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮						・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。	
第8節 その他	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮 ・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。							第4節 安全管理	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				
第9節 その他	1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮 ・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。				第4節 安全管理						1 作業員の安全衛生 2 周辺環境への配慮	・作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行うとともに、当作業はPCB含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。 ・保護手段の活用 ・作業終了後及び休憩時における手洗いの実施 ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カーマニイフなどによる吸着を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行う場合は、塵埃発生などの対策を講ずる必要がある。 ・改修（補修）工事の場合、開口		

外 壁	既存	R C打放し、アクリル系エマルションリシン吹付の上・水系トップコート＜下地調整材に石綿含有(レベル3)＞ (外壁補修履歴あり：ひび割れ部Uカットシール充てん工法) 化粧目地(20x10)シーリング
	改修	既存塗装除去後、既存(クラック・浮き・爆裂/欠損)補修、高圧水洗(15Mpm程度)・下地調整塗材C-2・防水形複層塗材RE 化粧目地(20x10)シーリング撤去・打ち直し(再充填工法)
巾 木	既存	モルタル(金)
	改修	高圧水洗(15Mpm程度)・ポリマーセメントモルタル(金)補修
陸屋根	既存	R C上、均しモルタル(30)・ウレタン塗膜防水
	改修	既存のまま(工事期間中は養生保護の事)
笠 木	既存	パラペット：アルミ製(シルバー)W250 煙突：モルタル(金)水勾配付き
	改修	パラペット：既存のまま(工事期間中は養生保護の事) 煙突：高圧水洗(15Mpm程度)・ポリマーセメントモルタル(金)補修
ステージ	既存	床：R C(金)・ウレタン塗膜防水 小口：モルタル(30)(金)・ウレタン塗膜防水 手摺壁：R C打放し、アクリル系エマルションリシン吹付の上・水系トップコート
	改修	床・小口：高圧水洗(15Mpm程度)・ウレタンゴム系塗膜防水(X-2)、小口下端是水切りテープ設置 手摺壁：既存塗装除去後、既存(クラック)補修、高圧水洗(15Mpm程度)・下地調整塗材C-2・防水形複層塗材RE
ステージ下 軒 天	既存	R C打放し、アクリル系エマルションリシン吹付の上・水系トップコート
	改修	既存塗装除去後、高圧水洗(15Mpm程度)・下地調整塗材C-2・外装薄塗材E
ステージ 手 摺	既存	アルミ製(シルバー)西側：h1,000×w3,830(支柱付き)手摺両端固定 東側： h800× w630(支柱無し)手摺両端固定
	改修	西側：水洗い清掃 東側：撤去、新設(既存同形状製品)
外装 ルーバー	既存	アルミ製タテ型スクリーン、タラップ横：小口カバー付き タテ胴縁C-100×50×20×2.3≒@500・SOP、胴縁受材L-75×75×9・SOP
	改修	アルミ製タテ型スクリーン撤去、アルミ製ルーバー新設(ストリンガー@450以内)、タラップ横：小口カバー設置 既存タテ胴縁及び胴縁受材：下地調整・D P
タラップ	既存	スチール製タラップ(L8,350×w310)、支柱F B-50×6、ステップ20φ@300
	改修	下地調整・D P

〔 金 属 工 事 〕		
アルミ製 ルーバー	嵌合固定式フォーミングアルミ製ルーバー・シーライン 標準カラー・84Aパネル（w84×h16）アルミニウム板材成形品 t=0.6mm（ハゼ折り加工付） ストリングー：SS-100タイプ（開口率16%、アルミニウム押出形材）	A B C 商会

(数字)	材厚を示す
(目)	目透し、目地切
(金)	金鍍押さえ仕上

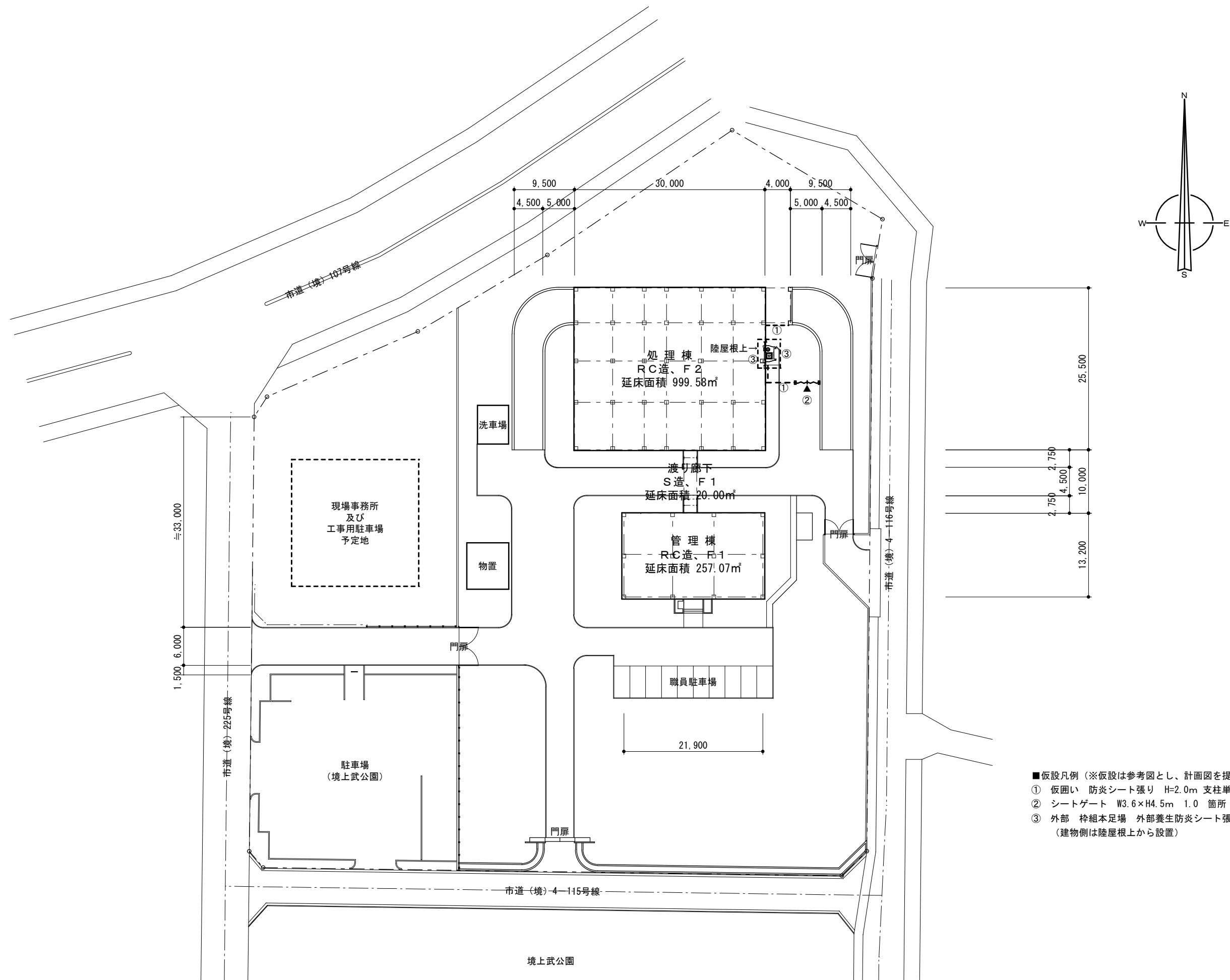
R	C	鉄筋コンクリート	(不燃材料)
	S	鉄骨	(不燃材料)

[illegible]

検体番号	試料名	採取場所	判定結果	分析結果	レベル
1	仕上塗材	外壁（煙突）	分析：含有あり	クリソタイル	3
2	シーリング	外壁目地	分析：含有せず	－	－
3	モルタル	笠木（煙突上）	分析：含有せず	－	－
4	防水塗料	ステージ床	分析：含有せず	－	－

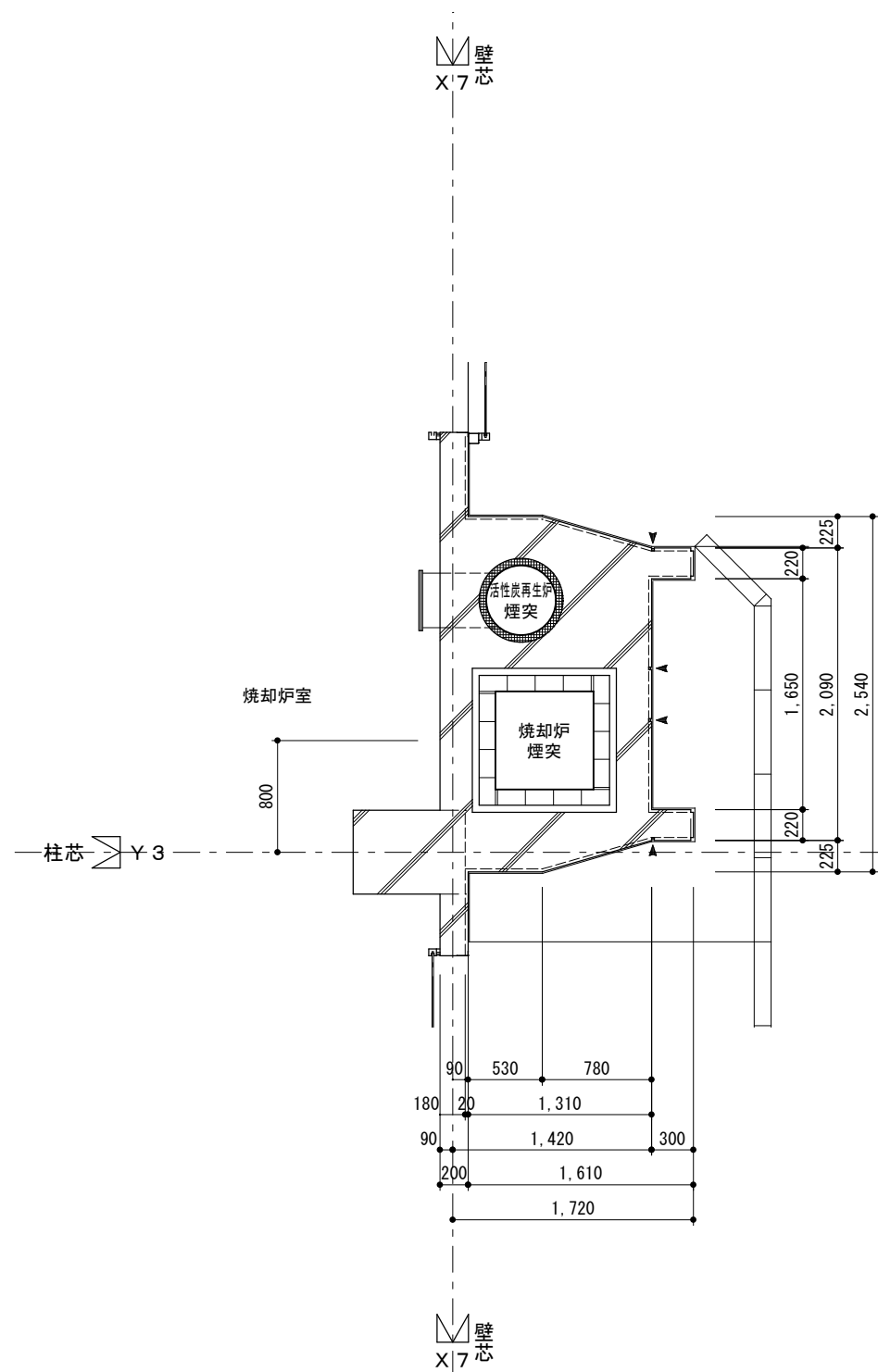
[illegible]

工事名称	図面名称	縮尺 (A 3)	D・A	記		株式会社 下田 設計 TEL 0270-23-1431 FAX 0270-23-2294 伊勢崎市通取町2334-10	設 計	検 図	担 当	係			図面番号	
境クリーンセンター煙突補修工事	仕上表・案内図	NO SCALE	2025・10											A-09

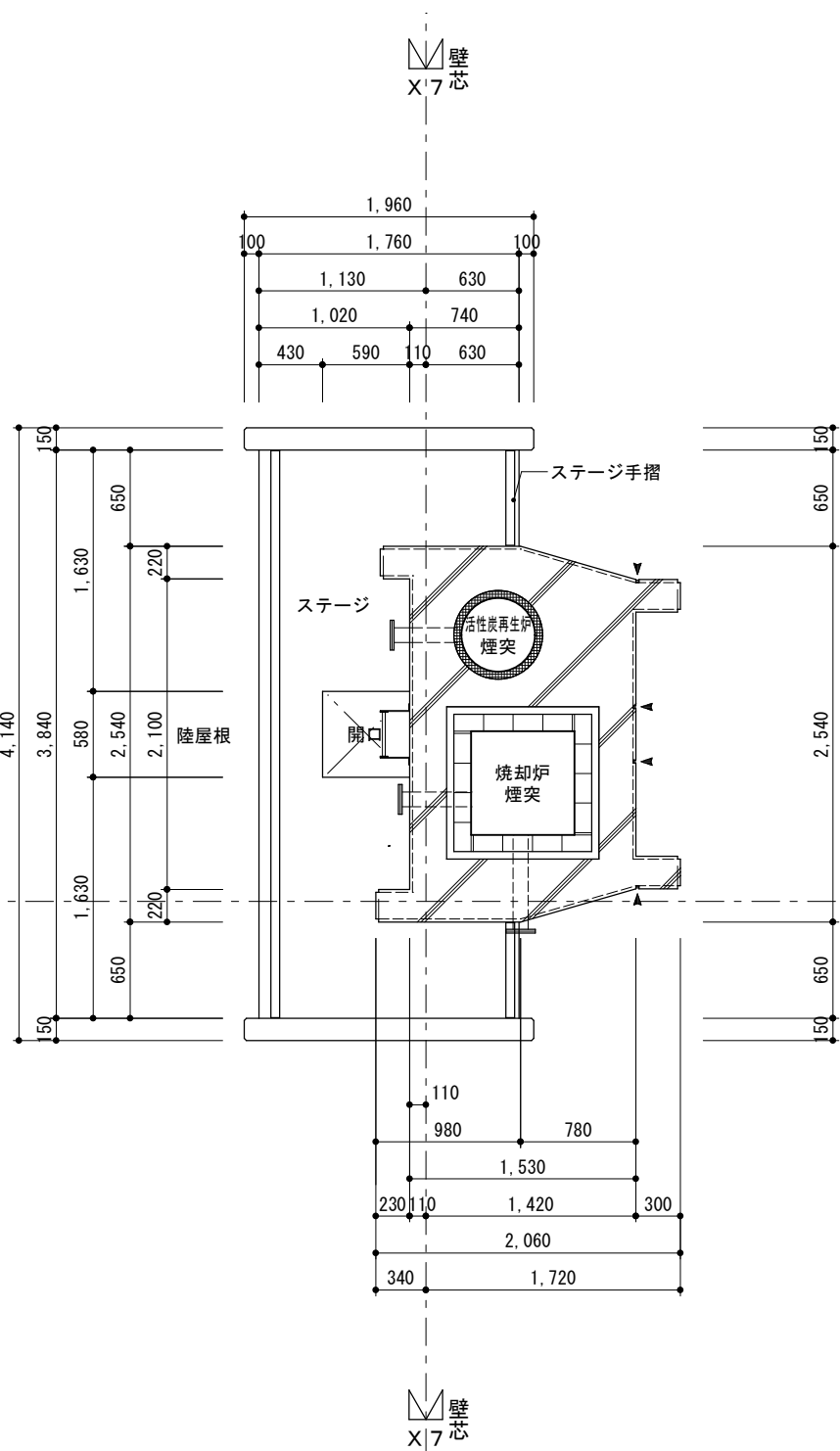


- 仮設凡例 (※仮設は参考図とし、計画図を提出し監督職員の承諾を受けること)
- ① 仮囲い 防災シート張り H=2.0m 支柱単管@1.8m・横繋ぎ・控え共 11 m
 - ② シートゲート W3.6×H4.5m 1.0箇所
 - ③ 外部 桟組本足場 外部養生防災シート張り・内側石綿除去養生共 (建物側は陸屋根上から設置)

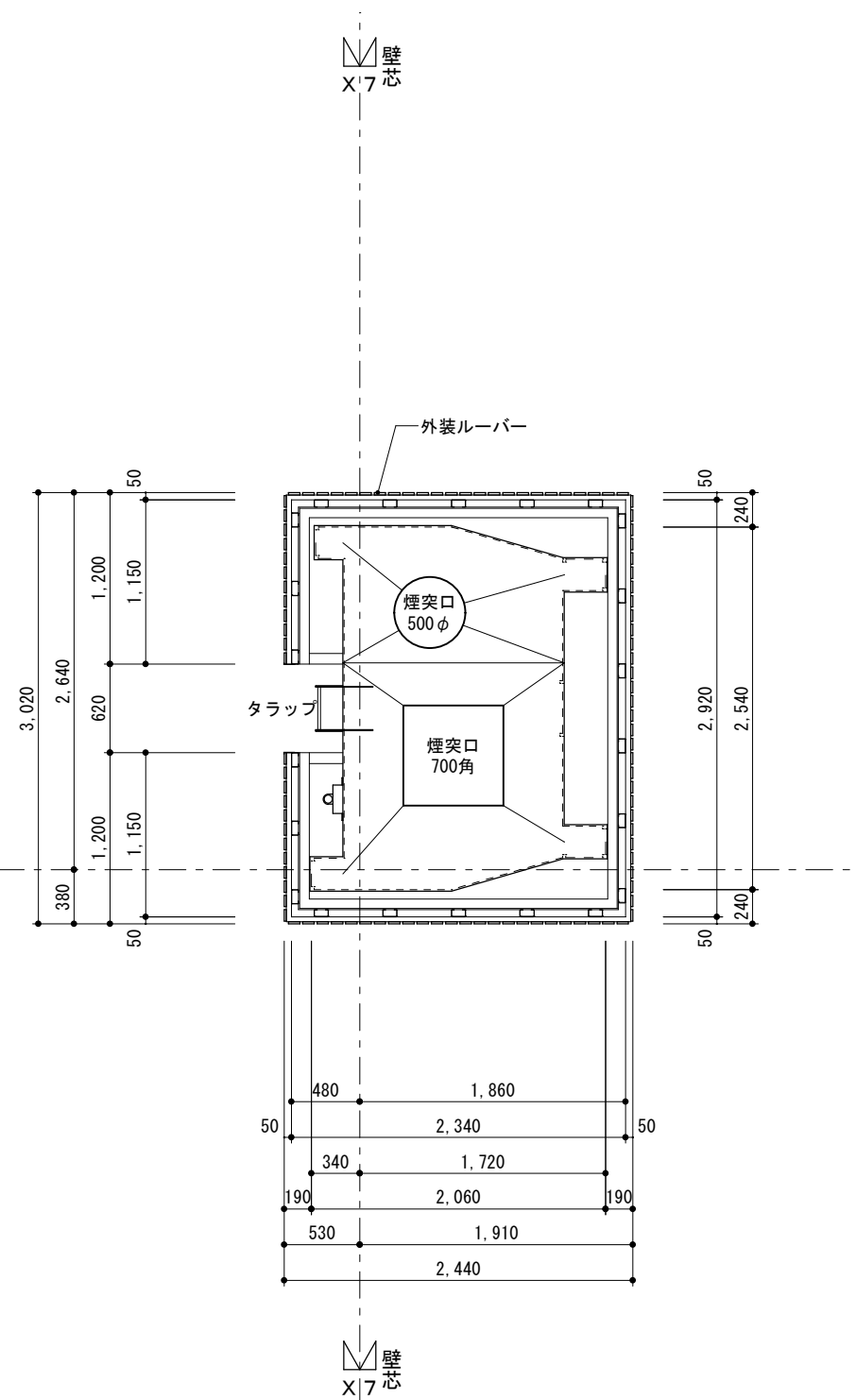
工事名称	図面名称	縮尺(A3)	D・A	記	株式会社 下田 設計					設計	校図	担当	係	図面番号
境クリーンセンター煙突補修工事	配置図	1/300	2025・10		伊勢崎市蓮取町2334-10 TEL 0270-23-1431 FAX 0270-23-2294									A-10



平面図－A



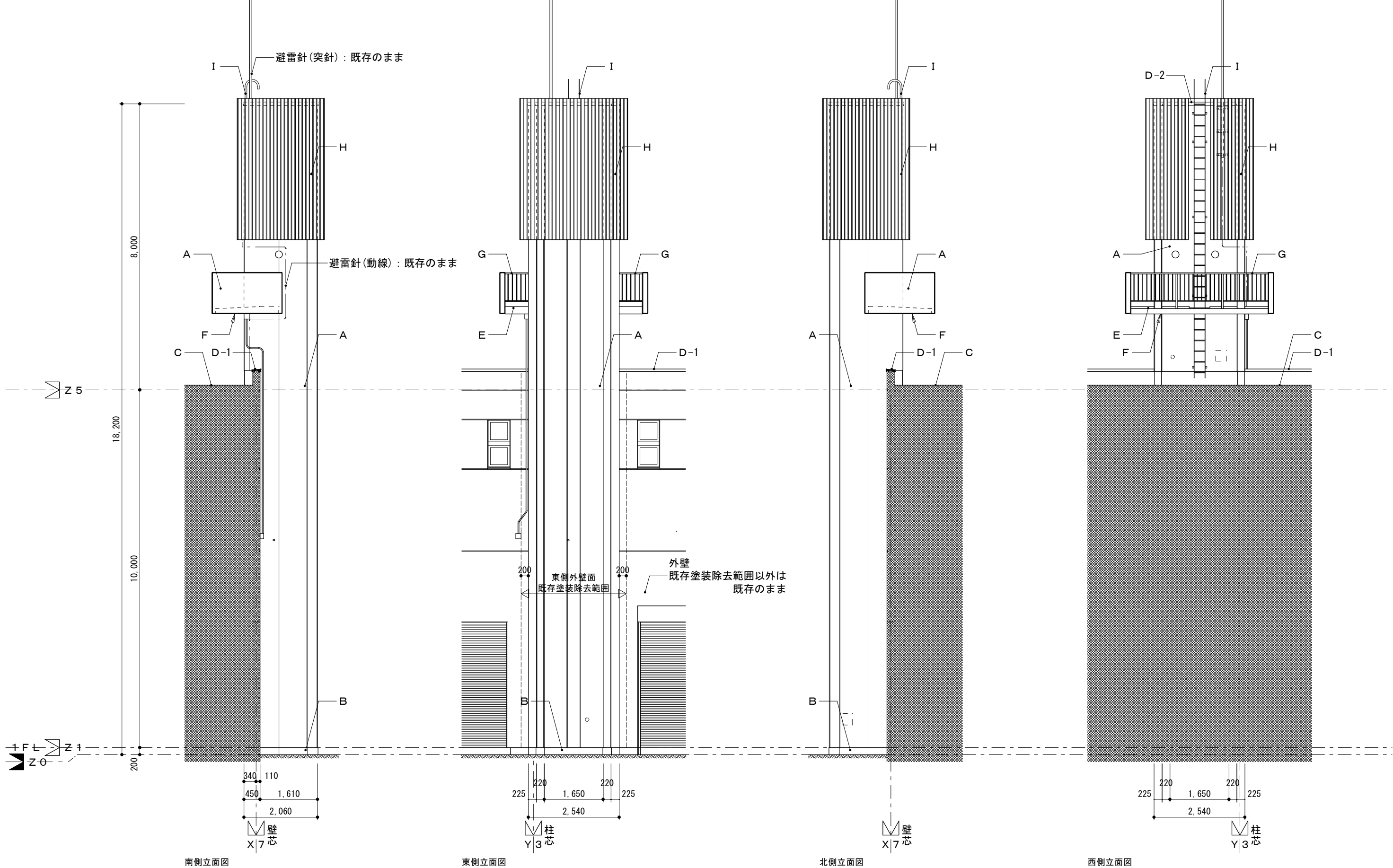
平面図－B



平面図－C

▲…三角は化粧目地位置を示す

工事名称	図面名称	縮尺(A3)	D・A	記	設計	校閲	担当	係	図面番号
境クリーンセンター煙突補修工事	煙突平面図	1/50	2025・10		株式会社 下田 設計				A-11
伊勢崎市蓮取町2334-10 TEL 0270-23-1431 FAX 0270-23-2294									



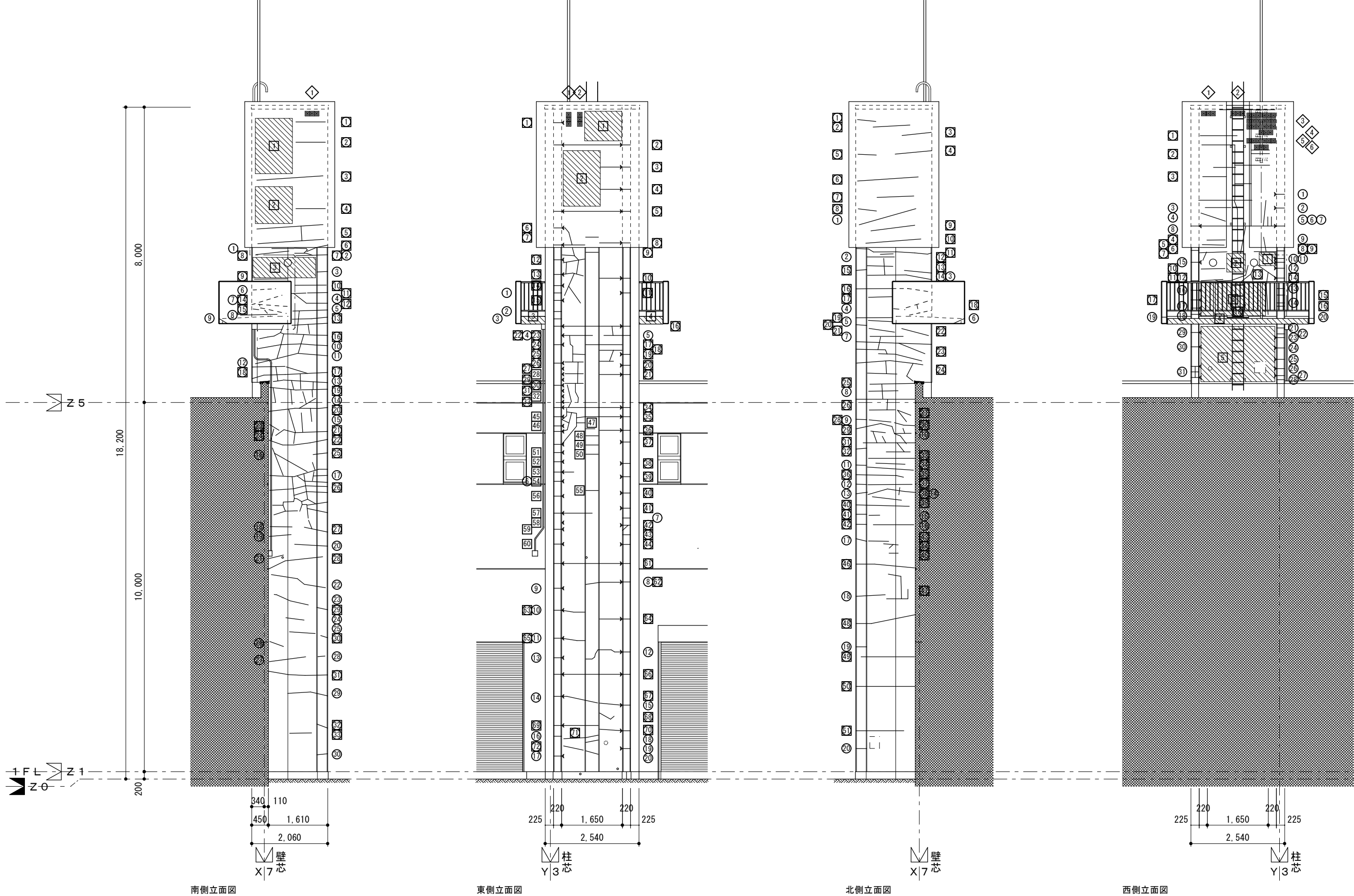
■外壁補修共通事項

1. 既存塗装除去：外壁処理（アスベスト除去）GSCウェットサンダー工法
2. 上記外壁面：高圧水洗（15Mpm程度）・下地調整塗材C-2・防水形複層塗材RE
3. 化粧目地（20x10）シーリング撤去・打ち直し（再充填工法）

■外部仕上凡例（仕様は仕上表参照）

A	外壁	D	笠木（D-1：アルミ製、D-2：モルタル）	G	ステージ手摺
B	巾木	E	ステージ	H	外装ルーバー
C	陸屋根	F	ステージ下軒天	I	タラップ

工事名称	図面名称	縮尺(A3)	D・A	記	株式会社 下田 設計	設計	校図	担当	係	図面番号
境クリーンセンター煙突補修工事	煙突立面図	1/100	2025・10		伊勢崎市蓮取町2334-10 TEL 0270-23-1431 FAX 0270-23-2294					A-12



南側立面図

東側立面図

北側立面図

西側立面図

■凡例 (左記は側面部のクラックを示す)

①	クラック-1 (0.2mm以上)	①	浮き (クラック部補修)
②	クラック-2 (Uカット処理部)	②	爆裂・欠損 中 (100×300程度)

■外壁補修工事項目

- クラック-1 : I P H 工法 内圧充填接合補強工法 乾燥 5穴/m 1回転
 - クラック-2 : I P H 工法 内圧充填接合補強工法 乾燥 5穴/m 2回転
 - 浮き (クラック部) : I P H 工法 内圧充填接合補強工法 25穴/m2 1回転
 - 爆裂・欠損 : ハツリ・防錆・プライマー処理の上、ポリマーセメントモルタル埋戻し (躯体補修 欠損・爆裂補修 B R 工法同等品)
- ※. 目視・打診による再確認及び計測を行うこと

工事名称	図面名称	縮尺 (A 3)	D・A	記	設計	校図	担当	係	図面番号
境クリーンセンター煙突補修工事	外壁調査立面図	1/100	2025・10		株式会社下田設計				A-13
					伊勢崎市蓮取町2334-10 TEL 0270-23-1431 FAX 0270-23-2294				

